# 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 (阪保育所・桜丘北保育所) 令和3年10月3日開催 資料一覧

- 1 枚方市立保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について(諮問)(写)
- 2 次 第
- 3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表
- 4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿
- 5 枚方市附属機関条例(枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会)
- 6 公立保育所の民営化について ~阪・桜丘北保育所の民営化~
- 7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)
- 8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案) (関係書類一式)
- 9 今後のスケジュール (案)
- 10 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準
- 11 枚方市情報公開条例

子私第 2200-1 号 令和 3 年 10 月 3 日

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 会 長 様

枚方市長 伏 見



枚方市立阪保育所の民営化に係る 社会福祉法人の選定について(諮問)

枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第1条第2項の規定に基づき、令和5年4月に民営化の方針が決定している枚方市立阪保育所について、当該施設を運営する社会福祉法人の選定に関する審査について、貴審査会に諮問します。

子私第 2200-2 号 令和 3 年 10 月 3 日

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 会 長 様

枚方市長 伏 見



枚方市立桜丘北保育所の民営化に係る 社会福祉法人の選定について (諮問)

枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第1条第2項の規定に基づき、令和5年4月に民営化の方針が決定している枚方市立桜丘北保育所について、当該施設を運営する社会福祉法人の選定に関する審査について、貴審査会に諮問します。

# 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 (阪保育所・桜丘北保育所)

日時:令和3年10月3日(日)13時30分~

場所:枚方市立総合福祉会館(ラポール枚方)

4階 大研修室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長選出
- 6 諮 問
- 7 副会長指名
- 8 会議運営事項の確認
  - ① 会議の公開・非公開について
  - ② 会議録について
- 9 案 件
  - ① 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)について
- 10 閉 会
- 11 事務連絡等

# 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表 (阪保育所・桜丘北保育所)

(令和3年10月3日開催)

富岡委員	会長席	今西委員
石田委員		福間委員
渡辺委員		松本委員
笹田委員		川端委員
村上委員		西田委員
		松田委員

(事務局)

事務局	
事務局	

# 資料4

# 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿 (阪保育所・桜丘北保育所)

構成人数: 阪保育所8人 桜丘北保育所7人

委員	員 構 成		名	職名等	案	件
安貝	1件	氏	1		阪保育所	桜丘北保育所
1号			量秀	大谷大学教授	0	$\circ$
1 7	学識経験を有する者	石田	慎二	帝塚山大学教授	0	$\circ$
2号	社会福祉法人の経理に関する専門的知識を有する者	今西	義行	税理士	0	$\circ$
			正志	枚方市立阪保育所保護者代表	0	
	を代表する有	西田	美耶子	枚方市立阪保育所保護者代表	0	
3号		松田	聡美	枚方市立阪保育所保護者代表	0	
		笹田	幸代	枚方市立桜丘北保育所保護者代表		0
		村上		枚方市立桜丘北保育所保護者代表		0
4号	枚方市民生委員児童委員を代表する者	福間	眞智子	枚方市民生委員児童委員協議会 副会長	0	0
5号	l I		英史	殿二校区コミュニティ協議会会長	0	
5号	市民団体を代表する者	渡辺	桂造	桜丘北校区コミュニティ協議会会長		0

(敬称略)

#### ○枚方市附属機関条例

平成24年9月13日 条例第35号

#### (設置等)

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第 3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担任事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただ し、執行機関その他担任事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を 述べることができる。

#### (委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内)とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。
- 3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

#### (臨時委員)

第3条 執行機関は、附属機関の担任事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

#### (会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
  - 3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第5条 附属機関の会議は、会長(会長が定められていない場合にあっては、執行機関)が招集し、 会長がその議長となる。

- 2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

#### (会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる 事項に関する審査等を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議
  - 2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(平29条例40・一部改正)

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担任事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前3条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担任事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明 その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市住居表示改正審議会設置条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 枚方市住居表示改正審議会設置条例(昭和39年枚方市条例第25号)
- (2) 枚方市特別職報酬等審議会条例(昭和39年枚方市条例第51号)
- (3) 枚方市風俗営業等審査会設置条例(昭和49年枚方市条例第2号)
- (4) 枚方市総合計画審議会条例(昭和58年枚方市条例第20号)
- (5) 枚方市保健福祉審議会条例(平成4年枚方市条例第30号)
- (6) 枚方市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成9年枚方市条例第25号)
- (7) 枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成9年枚方市条例第26号)
- (8) 枚方市学校規模等適正化審議会条例(平成10年枚方市条例第13号)

- (9) 枚方市生涯学習推進審議会条例(平成18年枚方市条例第1号)
- (10) 枚方市退職手当審查会条例(平成22年枚方市条例第1号)
- (11) 枚方市新行政改革大綱策定審議会条例(平成24年枚方市条例第33号)
- (12) (仮称) 枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会条例(平成24年枚方市条例第34号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の条例(枚方市総合計画審議会条例を除く。)の規定により委嘱されている委員は、この条例の規定により委嘱された委員とみなす。

(枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和23年枚方市条例第105号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成24年12月10日条例第53号〕

この条例中別表1の表に枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会の項を加える改正規定は 公布の日から、同表に枚方市社会福祉法人設立認可審査会の項を加える改正規定は平成25年1月1日か ら施行する。

附 則〔平成25年2月28日条例第1号抄〕

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則〔平成25年3月12日条例第4号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成25年12月9日条例第41号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年12月9日条例第61号〕

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和23年枚方市条例第105号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成26年3月11日条例第4号〕

この条例中別表1の表文化芸術の振興に関する条例策定審議会の項及び(仮称)枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会の項を削る改正規定は公布の日から、同表枚方市予防接種健康被害調査会の項の

改正規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年3月20日条例第19号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年6月13日条例第24号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成26年12月8日条例第51号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則〔平成26年12月8日条例第55号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年3月9日条例第1号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年6月16日条例第23号抄〕

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則〔平成27年11月2日条例第37号〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和23年枚方市条例第105号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成27年12月14日条例第45号〕

この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日[平成28年4月1日]から施行する。

附 則〔平成28年9月13日条例第34号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 [平成29年3月10日条例第5号]

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表1の表の改正規定(枚方市緑の基本計画 審議会の項を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年6月14日条例第23号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第36号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第39号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成29年12月12日条例第44号〕

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月15日条例第8号〕

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表1の表の改正規定(香里ケ丘図書館設計事業者選定審査会の項及び枚方市新産業創出支援事業選定審査会の項を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則〔平成30年10月1日条例第40号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成31年3月12日条例第14号〕

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の別表1の表枚方市総合交通計画協議会の項に規定する枚方市総合交通計画協議会の委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、改正後の別表1の表枚方市総合交通計画推進協議会の項に規定する枚方市総合交通計画推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の委嘱期間は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、その者の旧委員としての残期間と同一の期間とする。

附 則〔令和元年6月25日条例第4号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年10月11日条例第24号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 [令和2年3月10日条例第7号]

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則〔令和2年9月9日条例第46号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和3年3月15日条例第4号〕

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表1の表の改正規定(入札不正行為排除・防止検証委員会の項、枚方市地域づくりデザイン事業選定審査会の項及び(仮称)枚方市手話言語条例 策定審議会の項を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

## 別表(第1条、第2条関係)

(平24条例53・平25条例 1・平25条例 4・平25条例41・平25条例61・平26条例 4・平26条例19・平26条例24・平26条例51・平26条例55・平27条例 1・平27条例23・平27条例37・平27条例45・平28条例34・平29条例 5・平29条例23・平29条例36・平29条例39・平29条例40・平29条例44・平30条例 8・平30条例 40・平31条例14・令元条例 4・令元条例24・令 2条例 7・令 2条例46・令 3条例 4・一部改正)

# 別表(第1条、第2条関係)

# 1 市長の附属機関

名称	担任事務	委員の		委員の構成	委員の委
		定数			嘱期間
雇用推進事業	雇用推進事業を委託する事業者の選定	5 人以	(1)	学識経験を有する者	
者選定審査会	に関する審査	内	(2)	経理に関する専門的知識を有す	-
			る者		
			(3)	関係団体を代表する者	
障害者地域生	地域生活支援事業を委託する事業者の	5 人以	(1)	学識経験を有する者	答申の日
活支援事業者	選定に関する審査	内	(2)	経理に関する専門的知識を有す	まで
選定審査会			る者		
			(3)	枚方市民生委員児童委員を代表	:
			する者	Z I	
枚方市NP0活動	枚方市NPO活動応援基金により本市が	6 人以	(1)	学識経験を有する者	
応援基金支援	行う特定非営利活動の支援に係る対象	内	(2)	市民団体又は関係団体を代表す	
審査会	団体の登録、補助金の交付の適否等に		る者		
	関する審査		(3)	前2号に掲げる者のほか、当該	
			審査に	<b>二関し市長が適当と認める者</b>	
枚方市介護保	次に掲げる事項に関する調査審議	8 人以	(1)	学識経験を有する者	
険施設等整備	(1) 本市の介護保険施設等の整備	内	(2)	保健、医療又は福祉に関する専	_
審議会	計画に基づく事業者の選定に関する		門的知	口識を有する者	
	事項		(3)	関係団体を代表する者	
	(2) 前号に掲げる事項のほか、本		(4)	前3号に掲げる者のほか、当該	
	市における介護保険施設等の整備に		調査智	客議に関し市長が適当と認める	
	関し市長が必要と認める事項		者		
枚方市感染症	感染症の発生の状況、動向及び原因に	6人以	学識経験	を有する者	
発生動向調査	係る情報の提供及び分析に関する調査	内			
委員会	審議				
枚方市技能勤	本市が表彰する技能勤労者(永く同一	6 人以	(1)	関係団体を代表する者	
労者表彰審査	の職業に従事し、優れた技能をもって	内	(2)	前号に掲げる者のほか、当該審	
会	市民生活の向上に貢献した者をいう。)		査に関	関し市長が適当と認める者	
	の選考に関する審査				
枚方市健康増	枚方市健康増進計画の策定及び推進に	11人以	(1)	学識経験を有する者	
進計画審議会	関する調査審議	内	(2)	保健又は医療に関する専門的知	I
			識を有	すする者	
			(3)	市民団体又は関係団体を代表す	
			る者		
枚方市子育て	本市が行う地域子育て支援拠点事業若	1 案件	(1)	学識経験を有する者	答申の日

支援事業運営	しくはファミリーサポートセンター事	につき	(2)	枚方市民生委員児童委員を代表	まで
者選定審査会	業の運営又は本市が指定する施設にお	5 人以	する者	<u>.</u> 1	
	ける保育所分園若しくは小規模保育事	内	(3)	市民団体を代表する者	
	業の運営をする者の選定に関する審査				
枚方市自殺対	枚方市自殺対策計画の策定に関する調	13 人以	(1)	学識経験を有する者	答申の日
策計画審議会	查審議	内	(2)	医療又は福祉に関する専門的知	まで
			識を有	すする者	
			(3)	教育に関する専門的知識を有す	
			る者		
			(4)	労働に関する専門的知識を有す	
			る者		
			(5)	人権の擁護に関する専門的知識	
			を有す	る者	
枚方市住居表	次に掲げる事項に関する調査審議	10人以	(1)	学識経験を有する者	
示改正審議会	(1) 町名の選定に関する事項	内	(2)	商工業団体を代表する者	
	(2) 町の区画の決定に関する事項		(3)	関係団体を代表する者	
	(3) 町の区画及び他の区画との総		(4)	関係行政機関の職員	
	合調整に関する事項		(5)	前各号に掲げる者のほか、当該	
	(4) 町名の整理に伴い必要な事項		調査智	F議に関し市長が適当と認める	
			者		
枚方市生涯学	次に掲げる事項に関する調査審議	10人以	(1)	学識経験を有する者	
習推進審議会	(1) 生涯学習施策の総合的な推進	内	(2)	市民団体又は関係団体を代表す	
	に関する事項		る者		
	(2) 生涯学習施設の機能及び運営		(3)	公募による市民	
	に関する事項		(4)	前3号に掲げる者のほか、当該	
	(3) 前2号に掲げる事項のほか、		調査智	F議に関し市長が適当と認める	
	生涯学習の振興に関する事項		者		
枚方市障害者	(1) 障害者施設等の整備に係る補	7 人以	(1)	学識経験を有する者	
施設等整備審	助金の交付の対象となる事業者の選	内	(2)	保健、医療又は福祉に関する専	
査会	定等に関する審査		門的知	口識を有する者	
	(2) 障害者施設等の整備に関し市		(3)	関係団体を代表する者	
	長が必要と認める事項に関する調査				
	審議				
枚方市情報公	次に掲げる事項に関する調査審議	15 人以	(1)	学識経験を有する者	
開·個人情報保	(1) 枚方市個人情報保護条例(平	内	(2)	市民団体又は関係団体を代表す	
護審議会	成29年枚方市条例第39号)の規定に		る者		
	よりその権限に属させられた事項				
	(2) 情報公開制度及び個人情報保				
	護制度の運営に関する重要事項				

枚方市情報公内市情報公開条例第14条及び枚方市	5 人以	学識経験を有する者	
開・個人情報保個人情報保護条例第28条の審査請求に	内		
護審査会のいての審査請求に関する審査			
枚方市食育推枚方市食育推進計画の策定及び進捗状	12 人 以	(1) 学識経験を有する者	
進計画審議会 況の評価に関する調査審議	内	(2) 市民団体又は関係団体を代表す	
		る者	
		(3) 前2号に掲げる者のほか、当該	
		調査審議に関し市長が適当と認める	
		者	
枚方市人事行人事行政制度のあり方に関する調査審	5 人以	(1) 学識経験を有する者	
政制度調査審議	内	(2) 企業経営に関する専門的知識を	
議会		有する者	
		(3) 行政運営に関する専門的知識を	
		有する者	
枚方市総合交枚方市総合交通計画の推進及び改定に	24 人以	(1) 学識経験を有する者	
通計画推進協関する調査審議	内	(2) 市民団体又は関係団体を代表す	
議会		る者	
		(3) 関係行政機関の職員	
		(4) 公募による市民	
枚方市大規模大規模小売店舗の立地に係る周辺地域	6 人以	(1) 学識経験を有する者	
小売店舗立地の生活環境の保持についての重要事項	内	(2) 前号に掲げる者のほか、当該調	
審議会に関する調査審議		査審議に関し市長が適当と認める者	
枚方市退職手枚方市職員の退職手当に関する条例	5 人以	(1) 公正な職務の執行の確保及び倫	答申の日
当審査会 (昭和38年枚方市条例第18号) の規定	内	理の保持に関して高い識見を有し、公	まで
によりその権限に属させられた事項に	-	正な判断をすることができる者	
関する審査		(2) 前号に掲げる者のほか、当該審	
		査に関し市長が適当と認める者	
枚方市地域産地域産業基盤強化奨励事業に係る補助	5 人以	(1) 学識経験を有する者	
業基盤強化奨金の交付の対象となる事業の選定に関	内	(2) 労働又は雇用に関する専門的知	
励事業選定審する審査		識を有する者	
查会		(3) 企業経営に関する専門的知識を	
		有する者	
		(4) 関係団体を代表する者	
枚方市地域包次に掲げる事項に関する調査審議	10人以	(1) 学識経験を有する者	
括支援センタ (1) 地域包括支援センターの設置	内	(2) 保健、医療又は福祉に関する専	
ー運営等審議 及び運営・評価に関する事項		門的知識を有する者	
会 (2) 介護サービスと連携して実施	Î	(3) 関係団体を代表する者	
する事業の運営事業者の選定その他	Ī	(4) 前3号に掲げる者のほか、当該	
地域における介護保険以外のサーヒ	0	調査審議に関し市長が適当と認める	

	   スとの連携に関する事項		者		
	(3) 前2号に掲げる事項のほか、		_		
	地域包括支援センターの運営及び地				
	域包括ケアに関し市長が必要と認め				
	る事項				
松 方 市 地 냆 宓	つず気  次に掲げる事項に関する調査審議	7 人以	(1) =	 学識経験を有する者	
	(1) 地域密着型サービス等を行う			R健、医療又は福祉に関する専	
等運営審議会	事業者の指定及び指定基準に関する			が使、区原大は個位に関する子 識を有する者	
守里呂俄武				順を有する有 関係団体を代表する者	
	事項		, , ,		
	(2) 地域密着型サービス費等の額			前3号に掲げる者のほか、当該	
	の設定に関する事項			議に関し市長が適当と認める	
	(3) 前2号に掲げる事項のほか、		者		
	地域密着型サービス等に関し市長が				
	必要と認める事項				
枚方市特別職	議員報酬の額、市長、副市長、上下水	10人以	(1) 当	学識経験を有する者	
報酬等審議会	道事業管理者、病院事業管理者、常勤	内	(2) 市	市内の公共的団体等を代表する	
	の監査委員及び教育長の給料及び退職		者		
	手当の額並びに政務活動費の額に関す		(3) 4	公募による市民	
	る調査審議				
枚方市花と緑	花と緑のまちづくり事業に係る補助金	5 人以	(1) 当	学識経験を有する者	
のまちづくり	の交付の対象となる事業の選定に関す	内	(2) 万	<b>建築に関する専門的知識を有す</b>	
事業選定審査	る審査		る者		
会			(3) ±	上木に関する専門的知識を有す	
			る者		
			(4) 費	環境保全活動を行う団体を代表	
			する者		
枚方市風俗営	次に掲げる事項に関する審査	13 人以	(1) 当	学識経験を有する者	
業等審査会	(1) 枚方市住み良い環境に関する	内	(2) 市	市民団体を代表する者	
	条例(昭和49年枚方市条例第1号)		(3) 前	前2号に掲げる者のほか、当該	
	の規定によりその権限に属させられ		審査に	関し市長が適当と認める者	
	た事項				
	  (2) 枚方市一般旅館及びラブホテ				
	   ルの建築規制に関する条例(昭和57				
	   年枚方市条例第8号)の規定により				
	その権限に属させられた事項				
	(3)   枚方市ぱちんこ遊技場の建築				
	規制に関する条例(昭和59年枚方市				
	- ※ 例第39号) の規定によりその権限				
	一				
	に属させり40亿事項				

	(4) 前3号に係る規制措置に関す る重要事項						
枚方市包括外	包括外部監査人の候補者の選定に関す	5	人以	人会記	計分野	、行政分野、法律分野その他市	3年以内
部監査人選定	る審査	内		長7	が適当	と認める分野の知識経験を有す	
審査会				る	者		
枚方市窓口関	窓口関連業務等最適化検討支援業務を	5	人卫	人学記	識経験	を有する者	答申の日
連業務等最適	委託する事業者の選定に関する審査	内					まで
化検討支援事							
業者選定審査							
会							
枚方市予防接	予防接種法(昭和23年法律第68号)第	6	人卫	J (	1)	大阪府から推薦を受けた医師	
種健康被害調	5条及び第6条に規定する予防接種に	内		( :	2)	枚方市医師会から推薦を受けた	
査会	よる健康被害の発生の際の医学的見地				医師		
	からの調査			(:	3)	枚方市保健所長	
<mark>枚方市立保育</mark>	民間による運営への移行を決定した保	1	案作	‡ (	1)	学識経験を有する者	答申の日
<mark>所民営化に係</mark>	育所を運営する社会福祉法人の選定に	に	つき	٤ (	2)	社会福祉法人の経理に関する専	まで
る運営法人選	関する審査	9	人卫	Z I	門的知	識を有する者	
定審査会		内		(	3)	民間による運営への移行を決定	
					した保	:育所の保護者を代表する者	
				( .	4)	枚方市民生委員児童委員を代表	
					する者		
				(	5)	市民団体を代表する者	
枚方市老人ホ	老人ホームへの入所及び入所の継続の	8	人以	人(:	1)	保健、医療又は福祉に関する専	
ーム入所判定	要否に関する審査	内			門的知	識を有する者	
審査会				( :	2)	関係団体を代表する者	
				(:	3)	前2号に掲げる者のほか、当該	
				1	審査に	関し市長が適当と認める者	

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担任事務	委員の	委員の構成	委員の委
		定数		嘱期間
児童の放課後	次に掲げる事項に関する調査審議	11人以	(1) 学識経験を有する者	
対策審議会	(1) 児童の放課後対策に関する基	内	(2) 社会教育に関する専門的知	
	本計画の策定に関する事項		識を有する者	
	(2) 児童の放課後環境の整備に関		(3) 児童福祉に関する専門的知	
	する事項		識を有する者	
	(3) 前2号に掲げるもののほか、		(4) 市民団体又は関係団体を代	
	児童の放課後対策に関し教育委員会		表する者	
	が必要と認める事項			
総合型放課後	総合型放課後事業を委託する事業者の	5 人以	(1) 学識経験を有する者	

事業委託事業	選定に関する審査	内	(2) 社	上会教育に関する専門的知	
者選定審査会			識を有す		
				・)1 閏童福祉に関する専門的知	
			識を有す		
				<ul><li>民団体又は関係団体を代</li></ul>	
			表する者	Î	
枚方市学校い	(1) 枚方市いじめ防止基本方針に	7 人以	(1) 学	識経験を有する者	
じめ対策審議	基づく地域におけるいじめの防止等	内	(2) 福	<b>福祉に関する専門的知識を</b>	
会	(いじめ防止対策推進法 (平成25年		有する者	ŕ	
	法律第71号)第1条に規定するいじ		(3) 盬	原床心理に関する専門的知	
	めの防止等をいう。)のための対策		識を有す	-る者	
	を実効的に行うための調査審議		(4) 前	j3号に掲げる者のほか、	
	(2) いじめ防止対策推進法第28条		当該調査	監審議に関し教育委員会が	
	第1項に規定する調査		適当と認	以める者	
枚方市学校規	次に掲げる事項に関する調査審議	18人以	(1) 学	識経験を有する者	
模等適正化審	(1) 市立の小学校及び中学校(以	内	(2) 市	「民団体又は関係団体を代	
議会	下「小学校等」という。) の規模の		表する者	î	
	適正化に関する事項				
	(2) 小学校等の配置の適正化に関				
	する事項				
	(3) 前2号に掲げる事項に関し教				
	育委員会が必要と認める事項				
枚方市教育振	枚方市教育振興基本計画の策定に関す	7 人以	(1) 学	識経験を有する者	答申の日
興基本計画策	る調査審議	内	(2) 市	「民団体又は関係団体を代	まで
定審議会			表する者	Î	

# 公立保育所の民営化について

~ 阪・桜丘北保育所の民営化 ~

令和 2 年 11 月 枚 方 市

# 1. これまでの民営化の取り組み

本市における公立保育所の民営化の取り組みについては、定員増による待機児童解消や、民営化により削減した経費をさまざまな子育て支援策の充実につなげることなどを目的に、平成16年度の宇山保育所をはじめ、蹉跎保育所、小倉保育所、宮之阪保育所、中宮保育所、北牧野保育所、走谷保育所の計7か所の民営化を進めてきました。また、現在、渚保育所及び渚西保育所の民営化に向けた取り組みを進めているところです。

各保育所の民営化の実施時期や定員増の取り組み等は、下表のとおりであり、運営 経費の差額(令和元年度実績ベース)を基に算出した保育所1か所(定員90人)の民 営化による効果額は、単年度で約8.950万円となっています。

また、民営化により削減した経費は、私立保育所(園)の増改築や市有施設の有効活用等による待機児童対策のほか、地域子育て支援拠点の拡大、公立保育所の環境改善、保育士等の確保に向けた取り組みなど、さまざまな保育サービスの充実につなげてきました。

## 【公立保育所の民営化の経過】

保育所名	民営化実施時期	定員増の取り組み
宇山保育所	平成 16 年 4 月	30 人の定員増(90 人から 120 人)
蹉跎保育所	平成 24 年 4 月	30 人の定員増(60 人から90人)
小倉保育所	平成 25 年 4 月	30 人の定員増(90 人から 120 人)
宮之阪保育所	平成 26 年 4 月	30 人の定員増(90 人から 120 人)
中宮保育所	平成 27 年 4 月	30 人の定員増(90 人から 120 人)
北牧野保育所	平成 27 年 4 月	30 人の定員増(90 人から 120 人)
走谷保育所	平成 31 年 4 月	30 人の定員増(90 人から 120 人)

※渚保育所は令和3年度に、渚西保育所は令和4年度に民営化すると同時に両保育所を統合する(予定)。

# 2. 今後の民営化の進め方

急速な少子化の進行や核家族化の進展など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化している中で、本市においては、安心して楽しく子育てできる環境づくりを重点施策として位置付けており、今後も引き続き、多様化する子育てニーズに対応した支援策の充実が求められています。また、保育需要については、依然として増加傾向にある状況です。

このような状況において、本市では、今後、財源確保を図りながら、さまざまな保育サービスの充実を図るため、引き続き、公立保育所の民営化等により、効率的・効果的な行財政運営を進めていくことが求められています。

公立保育所の民営化については、本市が平成30年11月に作成した「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」(以下、「プラン」という。)に基づき、現在、渚保育所及び渚西保育所の民営化を進めるとともに、その他の公立保育所(9か所)についても、これまでの方針に捉われず、民営化する施設の検討を進めているところです。

プランの前期(令和元年度~5年度)においては、「行財政改革プラン 2020」の取組目標を踏まえ、令和5年度に2つの公立保育所を民営化することとし、検討を行いました。

民営化する2施設については、敷地が借地である等の個別課題を有している施設を除き、配置状況などの地域バランスを検討した結果、阪保育所及び桜丘北保育所の民営化に取り組むこととしました。

なお、それ以外の公立保育所の民営化については、プラン後期に取り組む「公立施設が担うべき役割と今後の整理・集約」に向けて、幼保一体的な視点を持ちながら引き続き検討していきます。

# 3. 阪保育所及び桜丘北保育所の民営化

「2. 今後の民営化の進め方」に基づき、阪保育所及び桜丘北保育所について、以下のとおり、民営化に向けた取り組みを進めます。

## (1) 民営化の実施方法について

阪保育所及び桜丘北保育所の民営化に向けて、保護者や地域に対し民営化の考え 方や効果などを丁寧に説明するとともに、公募により選定した運営法人に十分な引継ぎを行いながら、民営化を進めます。

民営化を行う阪保育所及び桜丘北保育所については、阪保育所が昭和 46 年に建設、 桜丘北保育所が昭和 54 年に建設されたことから、いずれの施設も老朽化が進んでい ます。そのため、民営化後、運営を行う社会福祉法人等を対象としている施設整備 に係る国庫補助を活用し、当該保育所の施設及び設備の改善を図ることを条件とし、 運営法人を公募します。

また、民間活力の活用の観点を踏まえた新たな手法として、より、効率的・効果的な施設の改善や保育の充実につながる取り組みなどについて、応募法人から様々な提案を求め、その内容についても選定の評価とする「提案型」により、運営法人を選定します。

なお、これまで民営化と合わせて実施してきた増改築等による待機児童対策としての定員増については、施設改善の完了予定時期が令和6年度頃となり、保育需要のピークを過ぎていることから、今回の民営化においては実施しないこととします。

## (2) 民営化の時期

令和5年4月

施設改善は、令和5年度に着手することとします。





# (3) 阪保育所及び桜丘北保育所民営化のスケジュール (予定)

時期	内 容
令和 2 年 11 月~	保護者・地域等への説明
令和3年 4月	運営法人の募集について、社会福祉法人等へ周知
8月~12月	運営法人を公募・決定
令和 4 年	
4 月	運営法人への引継ぎを開始
令和 5 年 4 月	運営法人による保育の開始【民営化の実施】
6月	運営法人による施設改善等の着手
令和6年 3月	施設改善完了 ※改善の内容によっては令和6年度中になること もある。

# 枚方市立保育所(阪保育所)民営化に係る運営法人募集要項(案) (令和5年4月1日移管分)

枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人(以下「法人」という。)を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり募集します。

#### 1. 移管する保育所の名称、所在地、定員等

枚方市立阪保育所 枚方市牧野本町1丁目10-6 定員140人 昭和26年6月20日開設、敷地面積 1523.61 ㎡、建物面積 953.84 ㎡、構造 鉄筋コンクリート造 2階建 昭和46年5月建築 ※敷地面積、建物面積は現在実施中の測量の結果、変動する場合があります。

## 2. 移管する時期

令和5年4月1日

#### 3. 移管条件

## (1) 保育所用地について

枚方市は、法人に阪保育所敷地 1,523.61 ㎡を契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、10年間とし、期間満了前に枚方市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

#### (2) 保育所建物等について

枚方市は、法人に既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。((3)③の場合を除く。)

## (3) 保育所整備について

法人は新たな保育所の整備を行うこと。具体的な保育所整備については、基本的な整備計画、施設の配置計画、整備内容、スケジュール等の提案を行うこと。 保育所整備については、安全対策、騒音対策など必要な措置を講じること。

#### ①新たな保育所の整備

法人は既設保育所(建物、遊具、安全柵等)を撤去し、現敷地内に新たに保育所を整備すること。あわせて、保育環境の向上に努めること。

#### ②仮設保育所の整備

新たな保育所の整備(③を除く)にあたっては、市が調整した仮設用地(以下「仮設候補用地※」という。)又は法人が確保した用地に法人が仮設保育所を整備すること。仮設候補用地を使用する場合は、法人が用地所有者から契約により有償で貸し付けを受けること。また、仮設候補用地の貸付期間は、令和5年2月1日から令和6年3月31日までとする。なお、法人は、仮設候補用地を適切に管理

するとともに、貸付期間が終了するまでに用地所有者と協議の上、貸付開始前の原状に回復して返還すること。法人が確保した用地に仮設保育所を整備する場合は、現敷地からおおむね半径500m以内に用地を確保すること。

※仮設候補用地は P9<参考資料1>「1. 阪保育所民営化に伴う各施設位置 図 | ~ P11 「用地概況」のとおり。

③法人が確保した用地に新たな保育所の整備を行う場合(以下「移転」という)

①・②の手法による整備(仮設保育所を活用し現敷地内に新たな保育所の整備を行う場合)よりも、広い屋外遊戯場が確保できる、敷地内に駐車場を確保できる等、保育環境や利便性の向上が確保できる場合に限り、移転の提案も可能とする。ただし、移転先の用地は現敷地からおおむね半径300m以内とする。なお、移転の場合、既設保育所(建物、遊具、安全柵等)の撤去は不要とする。この場合において、既設保育所で保育を行う期間については、既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により市から貸与を受けることとする。

#### ④その他

①、②、③いずれの場合も、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場を整備すること。 駐車場の整備が困難な場合は、近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を検討すること。

#### (4) 保育所整備のスケジュールについて

(3) ①の整備は、令和6年2月までに新たな保育所の整備を行うこと。(3) ③の整備は、令和6年度末までのできるだけ早い時期に新たな保育所の整備を 完了すること。なお、保育所整備に係る補助の対象は2か年までとなるため留 意すること。

(参考 仮設保育所を活用し現敷地内に新たな保育所の整備を行う場合の過去の例)

令和4年度 基本・実施設計の作成、補助金の協議、建築確認等の申請、仮設 保育所の整備に着手。

令和5年度 仮設保育所への移転、新たな保育所工事の着手、新たな保育所 の利用開始(令和6年2月)仮設候補用地の返還(令和6年 3月31日)。

#### (5) 法律及び関係法令等の遵守について

保育所整備に当たっては、安全対策を図り、関係法令や枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日枚方市条例第57号)、枚方市開発事業等の手続等に関する条例(平成17年6月27日枚方市条例第46号)等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議すること。

#### (6) 保育所整備に係る補助について

保育所整備に係る補助については、枚方市が国の施設整備交付金等に係る国庫 補助額を国の負担割合で除した額の4分の1に相当する額を加え、補助します。

#### (7) 法人の負担について

水道、下水道及びその他電気・ガス等に係る手続き及び費用、また、敷地内工事 に係る手続き及び費用については法人負担とします。

(8) シックハウス対策について

施設整備に際し使用する建材や家具等については、シックハウスの原因の恐れとなる化学物質(ホルムアルデヒド等)の発生がない、若しくは極力少ないものを採用すること。工事完了後、空気濃度調査を行い厚生労働省が定める「化学物質の室内濃度指針値」に定める濃度以下であることを確認し、報告書を提出すること。

(9) 保育所整備に係る保護者等への説明について 保育所整備にあたっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって 対応すること。

(10) 協定書の締結について

法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結するものとする。また、締結する協 定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。

#### 4. 応募資格及び条件

- (1)令和3年10月1日現在で、以下のいずれかの条件を満たしていることとします。 ①児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を枚方市内 において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。
  - ②児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を大阪府内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していること。

ただし、幼保連携型認定こども園については、保育所から認定こども園に移行した施設で、通算の運営期間が10年以上であること。

- (2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。
- (4) 移管前の保育内容(行事を含む)を引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会 状況等の変化により、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」の内容 に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。
- (5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。
- (6) 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- (7) 施設長は、健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。
- (8) 保育所運営について
  - ①定員は140人とすること。
  - ②開所時間は午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持することとし、ニ

- ーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること。
- ③保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)とすること。
- ④独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。
- ⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。
- ⑥保育所運営については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日枚方市条例第57号)及び関係法令、通知等を遵守すること。ただし、職員配置については、本要項の「4(10)職員について」によるものとする。
- ⑦危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。
- (9) 保育内容等について
  - ①保育内容については、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第 117号)を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。
  - ②障害児保育を実施すること。
  - ③阪保育所で提供していた給食を基本とすること。さらに、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。
  - ④健康診断については、内科健診及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施する こと。
  - ⑤地域子育て支援事業をP12<参考資料2>枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき実施すること。
  - ⑥新たな保育所利用開始後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。 また、計画的な職員研修の実施など、積極的に保育の質の向上に努めること。
  - ⑦その他、園行事、給食、食育、児童の健康管理、新型コロナウイルス感染防止対 策等について、法人の考えを示すこと。

## (10) 職員について

- ①保育士の配置については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日枚方市条例第57号)を遵守するほか、P12 <参考資料2>枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすること。
- ②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。また、あわせて 保育士の確保について法人の考えを示すこと。
- ③看護師を配置すること。また、「病児保育事業の実施について」(平成27年7月 17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定め る病児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討すること。
- ④阪保育所に勤務している枚方市の会計年度任用職員等が移管後の保育所での就 労を希望する場合は、その採用について積極的に検討すること。
- ⑤苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、

苦情に対して適切に対応すること。

⑥ P 2 0 < 参考資料 3 > 大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。

#### (11) 引き継ぎ等について

- ① 枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に 応じて随時行うこと。
- ②保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各 1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。また、期間終了後も、市の求めに 応じて懇談を行う場合があります。
- ③移管1年前から、施設長予定者等は、随時、阪保育所を訪問し、保育内容等の確認(年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含む)を行うとともに、阪保育所の保育士と引き継ぎのための保育(以下、「共同保育」という。)の実施計画作成の協議を行うこと。
- ④令和4年10月から令和5年3月の6か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。なお、共同保育期間中の延べ保育時間数の50%以上に相当する時間数の配置を行うこととし、事前に職員配置計画により市に報告すること。ただし、各月においても少なくともその月の延べ保育時間数の20%以上に相当する時間数の配置を行うこと。

また、「共同保育」に参加した保育士を移管後に各クラスに配置する、若しくは 職員間で引継ぎ内容の共有を図るなど、移管後に円滑な保育所運営ができるよう 配慮すること。

なお、「共同保育」に係る費用については、枚方市が必要と認めた額の範囲内で 負担するものとします。※枚方市の負担額は、枚方市会計年度任用職員(保育士) 賃金を基に、上記要派遣時間数に係る6人分とします。

- ⑤看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受ける こと。
- ⑥共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行うこと。
- ⑦移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。 (12) その他
  - ①保育所名については、「阪」の名称を残すこと。また、クラス名についても現在、 使用しているクラス名を残すこと。
  - ②保育所内に設置されている卒園製作の記念物等については可能な範囲で移設等 を検討するとともに、やむを得ず撤去や廃棄を行う場合は事前に保護者の意見 を聴いた上で、写真等による記録を行うこと。
  - ③園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。
  - ④家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。

- ⑤既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。 ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に 説明し、理解を得た上で実施すること。
- ⑥阪保育所の保護者が、法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な 限り協力すること。
- ⑦自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置する こと。
- ⑧保育所設置申請等の手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。
- ⑨本要項に記載する内容について、疑義又は履行困難な状況が生じるおそれがある場合には、早急に市と協議を行うこと。

## 5. 保育所運営申込書等の配布

- (1)配布日時:令和3年10月29日(金)から12月20日(月)まで 午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時00分を除く) ※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2)配布場所: 枚方市役所子ども未来部私立保育幼稚園課(市役所別館5階) ※保育所運営申込書等は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

#### 6. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時: 令和3年12月13日(月)から12月20日(月)まで 午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時00分を除く) ※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 受付場所: 枚方市役所子ども未来部私立保育幼稚園課(市役所別館5階)
- (3)項目8.「説明会の開催及び現地見学会」に参加していることが申し込み条件となります。
- (4) 申し込みにあたっては、保育所運営申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持 参ください(郵送等による申し込みは受け付けません)。
- (5) 提出部数:14部(正本1部、写し13部) ※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。
- (6) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。
- (7) 提出された保育所運営申込書等については、お返ししません。
- (8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

#### 7. 提出書類

別紙「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

8. 説明会の開催及び現地見学会について

本件募集に当たり、説明会等を次のとおり開催します。

◇日 時:令和3年11月7日(日)午前9時30分から

◇場 所: 枚方市立阪保育所(枚方市牧野本町1丁目10-6)(説明会は遊戯室にて実施し、その後、見学会を実施します。)

※応募を予定している法人は必ず説明会等に参加してください。参加申し込みは令和3年11月4日(木)午後5時30分までに、1法人3人以内(設計士が参加する場合は1法人4人以内)で参加者氏名を報告してください。期日までに申し込みがなければ、参加することはできません。

当日の集合時間、場所については、申し込みのあった法人に11月5日(金)中に ご連絡します。

#### 9. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、令和3年12月 3日(金)までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、12月10日(金)までに、枚方市のホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 072-841-4319メールアドレス s-hoyou@city. hirakata. osaka. jp

## 10. 選定及び決定等

- (1)選定は、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会(以下、「選定審査会」という。)において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。
- (2) 応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。
- (3) 選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います(プレゼンテーションを含め、おおむね40分程度)。なお、その内容については会議録として、後日、公表します。また、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、オンラインでのプレゼンテーション、ヒアリングとなる場合があります。
- (4) 選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- (5) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を 満たしていることを条件に選定します。
- (6) 選定結果については、書面で通知します。また、法人決定後、市のホームページ で公表します。本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があっ た場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。

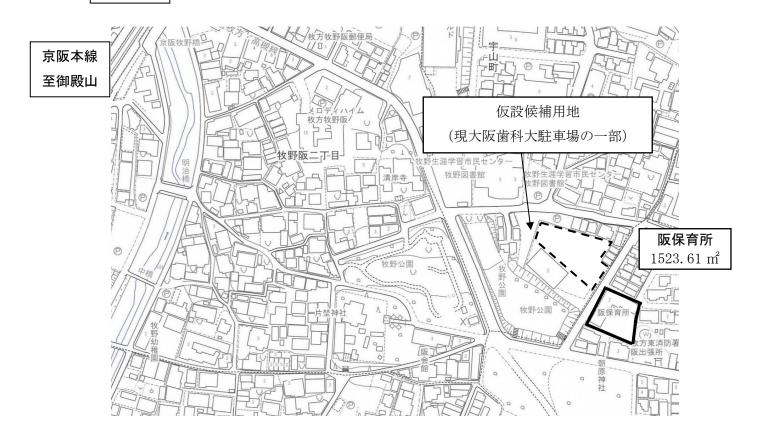
- (7) 法人選定後、選定された法人の様式9 [提案内容概要書] については、保護者等への説明資料として活用します。
- 11. 問い合わせ先

枚方市子ども未来部私立保育幼稚園課住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号 TEL 072-841-1471 (直通) FAX 072-841-4319 ゲールアト レス s-hoyou@city. hirakata. osaka. jp

## <参考資料1>

1. 阪保育所民営化に伴う各施設位置図

京阪本線 至牧野



# 2. 阪保育所及び民地(仮設候補用地)位置図



# 用地概況

	阪保育所	仮設候補用地
所有者	枚方市	(学) 大阪歯科大学
所在地	牧野本町1丁目10-6	枚方市宇山町443番1 枚方市宇山町444番1 枚方市宇山町444番2 枚方市宇山町1347番 161
敷地面積	1,523.61m <sup>2</sup>	1, 957. 422 m²
用途地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率	6 0 %	6 0 %
容積率	200%	200%
防火地域	準防火地域	準防火地域
高度地区	第2種高度地区	第2種高度地区
賃料等	無償	有償※
		法人決定後、土地所有者と協議を行い、契約締結をもって金額の決定をすること。
		賃借期間 令和5年2月1日から 令和6年3月31日まで

<sup>※</sup>上記、仮設候補用地の使用にあたっては、仮設候補用地の周辺部分において、 法人の負担により、フェンス撤去等の工事が別途必要となる。

## <参考資料2>

枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則(昭和40年枚方市規則第30号)の規定に基づいて交付する私立保育所子ども・子育て支援事業補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、私立保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条 第1項に規定する保育所のうち同法第35条第4項の規定により市町村以外の者が設置し たものであって、その定員が40人以上のものをいう。以下同じ。)における保育内容及び 地域における子育て支援サービスの充実を図ることとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、私立保育所の設置者とする。

(補助対象行為)

第4条 補助金の交付の対象となる行為は、市内に所在する私立保育所の運営(地域に密着 した私立保育所として求められる子育て支援サービスの実施を含む。)とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、同表の補助対象経費 の欄に定める補助対象経費から当該補助種別に係る保護者の負担額その他市長が指定す る収入を控除した額と同表の算定基準の欄に定める算定基準により算定した額とを比較 して、いずれか少ない方の額の合計額とする。
- 2 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、それぞれ同表の補助要件 の欄に定める補助要件を備えているものについて算定するものとする。
- 3 市長は、別表の補助要件の欄に定める補助要件を備えている期間が12月に満たないと 認める場合において、第1項の算定基準が年額で定められているときは、同項の算定基準 により算定した額を月割りして同項の規定を適用することがある。この場合において、 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(条件)

- 第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 私立保育所の施設及び運営は、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を

定める条例(平成25年枚方市条例第57号)その他市が示す基準に適合するようにしなければならない。

(2) 補助金は、施設ごとの経理区分の収入とし、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費に充てるものとして経理しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成26年度以後の年度分の補助金について適用し、平成25年度まで の年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。
- 3 枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱(平成26年枚方市要綱第15 号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱 の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 市長は、この要綱による補助金交付制度に対する国又は大阪府の補助制度の見直し又 は廃止が行われたときは、その交付状況、社会状況の変化等を勘案し、この要綱による補 助金の交付の必要性について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものと する。

附 則 [平成27年4月1日枚方市要綱第34号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用し、平成26年度まで の年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則「平成27年10月29日枚方市要綱第65号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用し、平成26年度まで の年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成28年6月16日枚方市要綱第45号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成28年度以後の年度分の補助金について適用し、平成27年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成29年5月25日枚方市要綱第42号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成30年1月12日枚方市要綱第1号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成30年10月11日枚方市要綱第68号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則「令和元年5月23日枚方市要綱第5号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則[令和元年11月20日枚方市要綱第24号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則「令和2年5月25日枚方市要綱第43号〕

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [令和3年3月31日枚方市要綱第29号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

別表(第5条、第6条関係)

補助種別	補助要件	補助対象経費	算 定 基 準	
嘱託 医 手 当 加 算 嘱託医又は嘱託歯科 医を設置し、児童の 健康診断を実施して いること。 保育費用交付額を超 えて支出する嘱託医 手当、嘱託歯科医手 当及び児童の健康診 断の実施に要する経 費				
運営費補助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 保育費用交付額を超えて事務処理に要する経費、施設管理に要する経	(1) 補助要件の欄第 1号の要件を満た している場合 保 育に直接必要育材 等の購入費、児 の環境衛生の維持	次の表の左欄に掲げる定員の区分に応じ、 同表の中欄に定める基準額(年額)。ただし、 事務処理に要する経費については、同表の 右欄に定める限度額を超えることができない。 基準額 (年額) 限度額	

	費その他保育所の 運営に要する経費	及び健康管理に要 する経費、園外保	40人以上 60人未満	10,036,000円	2,240,000円
	を支出しているこ	育及び特別行事の	60人以上 90人未満	11,436,000円	2,800,000円
	と。 (2) 保育費用交付基	実施に要する経 費、事務処理に要	90人以上 120人未満	12, 136, 000円	3,080,000円
	準を超えて保育士 等を雇用している	する経費、施設管 理に要する経費そ	120人以上	13, 336, 000円	3, 560, 000円
	こと。ただに、 保育工作間数ない。 と育工時間数ない。 と育力時間がい。 (3) 保超の職員と でをるいること。 では、 (3) 保超の職員と の職員と	の他保育所の運営 に要するの情報ででする。 食材料の関連を 除きまるのに限る。) (2) 補助要要は して費用でいる。 でものいる では では では では では では では では でした。 では では できる。 では できる。 では できる。 では できる。 では できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	市配置基準 準の保場合 額(年額) 額(年額) が定める額 とする。 2 26人以上 市配置基準 準の保育士	基準を満たしていまを超えていない場で数と当初配置基に限る。)は、このから2,436,000円をを減額するものの1歳児の保育をまたしている場である場である場である場である場である場である場である場である場である場であ	会(本市配置基 準の当該数とが 表の中欄の基準 上限として市長 実施し、かつ、本 会(本市配置を 実施の当該数を
	し、病児保育事業費 補助の欄第1号とを 当項の補助にし受費 もは、て、 の職員を もいたを して、 の職員を のない の職員を のない で のない で の で の で の で の で の に の に の に の に の に の	超えて育士で、	の表の中間 という るでは、 るでは、 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできます。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまする。 をできまる。 をできまする。 をできまする。 をできままする。 をできままする。 をできままする。 をできまままする。 をできまままする。 をできまままする。 をできまままままままままま。 をできままままままままままままま。 をできままままままままままままままま。 をできまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	数が2である場合の基準額(年額)市長が定める報子の他市長が認め合は、この表表の中の00,000円を上限とするものとするものとするものとなるの中欄の基準額(対象経費の欄第1	に2,436,000円を 直を増額するもの る職員を雇用し 欄の基準額(年 して市長が定め 補助対象経費の 下額)を超える場
	<b></b>	市長が認める職員の人件費	助対象経費 子る。 5 開所時間 に定める補 欄にの基準	につき、250,000P につき、250,000P 愛補助に加えて算 推進費補助の項補 助対象経費の額が 額に満たない場合 額(年額)に当該満 をが定める額を増	日を限度に、地域 定することがあ 前助対象経費の欄 同項算定基準の には、この表の 話たない額を上限
病 児 保 育事 業 費 補 助	次の名号の満していいである。 (1) 病調をとの現れたのでは、 (1) 病調をとのでは、 (本ののでは、 (本のでは、 (ものでは、) (ものでは (もので (もので (もので (もので (もので (もので (もので (もので	(1) 補助要件の欄第 1号に保保児の 1号に保保児の 1号に保保児の 1号には 1号には 1号には 1号には 1号には 1号には 1号には 1号には	定める額の合 (1) 補助要件 いる場合 円。ただし 応型)の実 施設当たり	の欄第1号の男 1施設当たり 、病児保育事業 施期間が6月未済 年額2,236,000円 の欄第2号の男	E件を満たして 年額4,472,000 (体調不良児対 満の場合は、1 日とする。 E件を満たして

開所時間推進費補助	次の各号のといす。 でれも満たし、(1) 通常の間15分と。 (1) 通常の間15分と。 (1) 通常の間15分と。 (2) 午前まかい時ででが終までいいでででででいいでででででででいいででででいいです。 (2) 中でのででででででいいでででいいでででいる。 は後に保いいている。 と、	雇用している補助要件の欄第2号の保育 士等の人件費	1 施設当たり年額1,300,000円
障害児保育補助	次分にし(1) と で、	(1) 1 し害に士 2 し 児 微害の要件件場合のた骨 例を合のた 関係の と のの配の 関のいい の配の 関のいい ののに ののに ののに ののに ののに ののに ののに ののに ののに	次の各号に掲計額を発生でし、開所のでは、
延長保育事業費補助	延長保育事業(一般型)を実施していること。	延長保育事業(一般型)の実施に要する 経費のうち、開所時間(当該開所時間以上の場合。)を超えて限る。)を超えて医する延長保育に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額115,000円 (2) 加算分 対象児童の数から6人を控除 した児童数に月額5,000円を乗じて得た 額
食物アレルギー対策費補助	次の各号の要件をいずれも満たしている こと。	保育費用交付基準を 超えて雇用する加配 調理員の人件費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額95,000円

	<ol> <li>食物アレルギー 児童の保育を実施 していること。</li> <li>食物アレルギー 児童のために加配 調理員を雇用して いること。</li> </ol>		(2) 加算分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 イ 牛乳、卵、大豆製品、小麦及びそばのうち3品目以上にアレルギー症状を呈する食物アレルギー児童の保育を実施している場合又は食物アレルギーによりアナフィラキシー等の症状を呈すると認められる児童の保育を実施している場合 1施設当たり次の表の左欄に掲げる当該児童の数の区分に応じ、同表右欄に定める額
			当該児童の数の区分 月額
			5人以下 47,500円
			6人以上10人以下 95,000円
			11人以上15人以下 142,500円
			16人以上 190,000円
			ロ 食物アレルギー児童を保育している小規模保育事業所の連携施設として調理業務を実施し、当該小規模保育事業所に食事を搬入している場合 1施設当たり月額47,500円
夜間保育事業費補助	夜間保育推進事業を 実施していること。	夜間保育推進事業の 実施に要する経費	1 施設当たり年額1,500,000円。ただし、夜間保育推進事業の実施期間が6月未満の場合は、1 施設当たり年額750,000円とする。
保育体制強化事業費補助	保育体制強化事業を実施していること。	保育体制強化事業の実施に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める額 (1) 保育支援者を配置している場合 1施 設当たり月額100,000円 (2) 次のいずれかに該当する者に児童の園 外活動時の見守り等を行わせる場合 1施設当たり月額50,000円 イ 保育支援者 ロ 安全管理に知見を有する者として市 長が認めた者(当該施設から謝金の支 払を受けている者又は当該施設から児 童の園外活動時の見守り等を委託され ている者に限る。)
保育補助者雇上強化事業費補助	保育補助者雇上強化事業を実施していること。	保育補助者雇上強化 事業の実施に要する 経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める額 (1) 定員が121人未満の場合 1施設当た り年額2,264,000円 (2) 定員が121人以上の場合 1施設当た り年額4,528,000円
保育士宿舎借り上げ 支援事業費補助	保育士宿舎借り上げ 支援事業を実施して いること。	保育士宿舎借り上げ 支援事業の実施に要 する経費	1人当たり月額61,500円
保育士等確保·定着 支援事業費補助	勤務時間が就業規則 上の週所定労働時間 を満たし、かつ、雇用 の期間を定めていな い保育士又は看護師	当該年度の末日まで (別に定めるやむを 得ない事由がある場 合にあっては、別に 定める日まで)継続	1人当たり月額10,000円

	等を雇用していること。	して雇用した補助要 件欄に規定する保育 士又は看護師等の人 件費	
地域子育て支援補助	第事号号又号2第事こ(1) でる談う ター子庭 いしもの象援 1 5、4 5にのる 外す相行 スース家業あ る域対支 の 1 5、4 5にのる 外す相行 スース家業 あって が 1 5、4 5にのる 外す相行 スース家業 あって と 事 1 5、4 5にのる 外す相行 スース家業 あって は 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	補か業だら号を事用経ら号を事という。 号第業等以1(事占のに分別での育経欄ま)の育経欄ま)の育経欄ま)の育経欄ま)の育経欄ま)、保る同号くを経、るの育経欄ま)、費4とのに分別です。というでは、1の外号第業ののに分別です。というでは、1の外号第業の1)のの外号第業の1)のの外号第業の1)のの外号第業の1)のの外号第業の1)のの外号第業の1)のの外号第業の1)のの外号第業の1)のの外号第業の1)のの外号第業の1)のの外号第業の1)のの外	(1) 補助要件の欄第1号から第5号までの事業の全てを実施する場合 1施設当たり年額1,850,000円 (2) 補助要件の欄第1号、第2号、第3号及び第5号又は第1号、第2号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合(前号に該当する場合を除く。) 1施設当たり年額1,480,000円 (3) 補助要件の欄第1号、第3号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合を除く。) 1施設当たり年額1,110,000円 (4) 補助要件の欄第1号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合(前3号に該当する場合を除く。) 1施設当たり年額740,000円 (5) 補助要件の欄第1号及び第5号の事業をいずれも実施する場合(前各号に該当する場合を除く。) 1施設当たり年額370,000円

#### 備考

- 1 嘱託医手当加算の項及び運営費補助の項における「保育費用交付額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。)及び国の通知に準じて市長が定める額をいう。
- 2 運営費補助の項及び食物アレルギー対策費補助の項における「保育費用交付基準」とは、告示及び国の通知に定められた基準をいう。
- 3 運営費補助の項、開所時間推進費補助の項、障害児保育補助の項及び地域子育て支援補助の項並びに備考12 の規定における「保育士等」とは、実際に保育に従事する者をいう。
- 4 運営費補助の項における「総雇用時間数」及び「正規保育時間数」とは、それぞれ市長の定める時間数をいう。
- 5 運営費補助の項における「看護師等」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第12条第5項(同 法第14条第3項において準用する場合を含む。)に規定する保健師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の 交付を受けた者をいう。
- 6 運営費補助の項における「本市配置基準」とは、1歳児を担当する保育士(児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。)の数が、1歳児の数を5で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)であることをいう。
- 7 運営費補助の項における「当初配置基準」とは、1歳児を担当する保育士の数が、1歳児の数を6で除して 得た数(1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)であることをいう。
- 8 運営費補助の項並びに備考6及び備考7の規定における「1歳児」とは、当該年度の前年度の末日の年齢が 1歳である者をいう。
- 9 病児保育事業費補助の項における「病児保育事業(体調不良児対応型)」とは、国の通知に定められた病児保育事業(体調不良児対応型)の対象となる事業をいう。
- 10 障害児保育補助の項における「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する者をいう。
- 11 障害児保育補助の項における「特児1級児」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律

- 第134号)第2条第5項に規定する1級に認定されている障害児を、「特児2級児」とは、同項に規定する2級に認定されている障害児をいう。
- 12 障害児保育補助の項における「特例加配」とは、その保護者が子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条第10号に掲げる事由に該当する障害児以外の障害児であって、当該事由に該当する障害児と同様の配慮を要するものの保育のための保育士等の加配をいう。
- 13 延長保育事業費補助の項における「延長保育事業(一般型)」とは、国の通知に定められた延長保育事業の一般型の対象となる事業をいう。
- 14 延長保育事業費補助の項における「対象児童」とは、延長保育事業(一般型)の対象となる児童として市長が認定した者をいう。
- 15 食物アレルギー対策費補助の項及び備考16の規定における「食物アレルギー児童」とは、市長が定める食品 に起因する食物アレルギーの症状を呈する児童で、医師が作成する食物アレルギーの診断書又は指示書を市長 に提出し、市長の認定を受けた者をいう。
- 16 食物アレルギー対策費補助の項における「加配調理員」とは、食物アレルギー児童のために食事制限又は代替給食を実施するために加配した調理員をいう。ただし、調理師免許の有無を問わない。
- 17 食物アレルギー対策費補助の項における「小規模保育事業所」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第34号)第29条に規定する小規模保育事業所A型及び同条例 第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。
- 18 食物アレルギー対策費補助の項における「連携施設」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例第7条に規定する連携施設をいう。
- 19 夜間保育事業費補助の項における「夜間保育推進事業」とは、国の通知に定められた夜間保育推進事業の対象となる事業をいう。
- 20 保育体制強化事業費補助の項における「保育体制強化事業」とは、国の通知に定められた保育体制強化事業の対象となる事業をいう。
- 21 保育体制強化事業費補助の項における「保育支援者」とは、保育士資格を有しない者であって、保育士の負担の軽減に資する業務を行う者として市長が認めるものをいう。
- 22 保育体制強化事業費補助の項における「児童の園外活動時の見守り等」とは、散歩等の園外活動時において、 散歩の経路、目的地における危険箇所並びに道路を歩く際の体制及び安全の確認、現地での児童の行動の把握 等を行うことをいう。
- 23 保育補助者雇上強化事業費補助の項における「保育補助者雇上強化事業」とは、国の通知に定められた保育補助者雇上強化事業の対象となる事業をいう。
- 24 保育士宿舎借り上げ支援事業費補助の項における「保育士宿舎借り上げ支援事業」とは、国の通知に定められた保育士宿舎借り上げ支援事業の対象となる事業をいう。
- 25 保育士等確保・定着支援事業費補助の項における「保育士又は看護師等」とは、保育士又は保健師助産師看護師法第12条第5項(同法第14条第3項において準用する場合を含む。)に規定する保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証若しくは准看護師免許証の交付を受けた者をいう。
- 26 地域子育て支援補助の項における「私立保育所内外」とは、私立保育所及び私立保育所近隣の地域をいう。
- 27 地域子育て支援補助の項における「枚方版ブックスタート事業」とは、児童の1歳の誕生月に、当該児童と その保護者に対し、読み聞かせ及び絵本の無料配付を行う事業をいう。
- 28 地域子育て支援補助の項における「地域の気になる子ども」とは、枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則(平成27年枚方市規則第42号)第2条各号に掲げる者(これらに準ずる状況にあると市長が認める者を含み、同規則第1条の支給認定を受けている者を除く。)、被虐待児等をいう。
- 29 地域子育て支援補助の項における「絵本とのふれあい事業」とは、就学前の児童及びその保護者を対象に絵本の読み聞かせ及び貸出しを行う事業をいう。

# <参考資料3>

# 大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

#### 1. 目 的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保証されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ 女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保証する ためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人 の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」(以下「推進員」という。)の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する同和問題をはじめとする人権問題研修計画の樹立、研修の実施等を推進することを目的とする。

#### 2. 推進員選任対象事業所

- (1) 常時使用する従業員の数が25人以上の事業所。 ただし、工場、支店、営業所等については、人事権(採用権)を有する事業所。
- (2)(1)のほか、大阪府知事が、選任することが適当であると認める事業所。

#### 3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から一事業所につき一名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実行を期す ものとする。

#### 4. 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障すると言う視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

- (1) 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を 深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 関係行政機関との連絡に関すること。

# 5. 報 告

- (1) 推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式 1 により事業所管轄公共職業安定 所を通じて大阪府知事あて報告するものとする。 なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を 深めていくため研修を実施するときは、「企業内人権啓発研修実施計画書」(別紙 様式2)を研修実施の1ヶ月前までに報告するとともに、研修実施後、速やかに 「企業内人権啓発研修実施報告書」(別紙様式3)により大阪府知事あて報告する ものとする。

# 附則

この要綱は、平成 9年 5月 7日より施行する。

この要綱は、平成12年 4月 1日一部改正施行する。

この要綱は、平成14年 4月 1日一部改正施行する。

この要綱は、平成15年 4月 1日一部改正施行する。

この要綱は、平成15年 8月 1日一部改正施行する。

# 枚方市立保育所(桜丘北保育所)民営化に係る運営法人募集要項(案) (令和5年4月1日移管分)

枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人(以下「法人」という。)を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり募集します。

## 1. 移管する保育所の名称、所在地、定員等

枚方市立桜丘北保育所 枚方市桜丘町20-1 定員90人

昭和54年4月1日開設、敷地面積 2225.00 ㎡、建物面積 736.64 ㎡、構造 軽量鉄骨造 平屋建 昭和54年3月建築

※敷地面積、建物面積は現在実施中の測量の結果、変動する場合があります。

# 2. 移管する時期

令和5年4月1日

#### 3. 移管条件

#### (1) 保育所用地について

枚方市は、法人に桜丘北保育所敷地  $2,225.00 \,\mathrm{m}^2$ を契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、10年間とし、期間満了前に枚方市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

#### (2) 保育所建物等について

枚方市は、法人に既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。((3)③の場合を除く。)

# (3) 保育所整備について

法人は新たな保育所の整備を行うこと。具体的な保育所整備については、基本的な整備計画、施設の配置計画、整備内容、スケジュール等の提案を行うこと。 保育所整備については、安全対策、騒音対策など必要な措置を講じること。

#### ①新たな保育所の整備

法人は既設保育所(建物、遊具、安全柵等)を撤去し、現敷地内に新たに保育所 を整備すること。あわせて、保育環境の向上に努めること。

#### ②仮設保育所の整備

新たな保育所の整備(③を除く)にあたっては、市が調整した仮設用地(以下「仮設候補用地※」という。)又は法人が確保した用地に法人が仮設保育所を整備すること。仮設候補用地を使用する場合は、法人が用地所有者から契約により有償で貸し付けを受けること。また、仮設候補用地の貸付期間は、令和5年2月1日から令和6年3月31日までとする。なお、法人は、仮設候補用地を適切に管理

するとともに、貸付期間が終了するまでに用地所有者と協議の上、貸付開始前の原状に回復して返還すること。法人が確保した用地に仮設保育所を整備する場合は、現敷地からおおむね半径500m以内に用地を確保すること。

※仮設候補用地は P9 <参考資料1 >「1. 桜丘北保育所民営化に伴う各施設位置図」 $\sim P12$ 「用地概況」のとおり。

③法人が確保した用地に新たな保育所の整備を行う場合(以下「移転」という)

①・②の手法による整備(仮設保育所を活用し現敷地内に新たな保育所の整備を行う場合)よりも、広い屋外遊戯場が確保できる、敷地内に駐車場を確保できる等、保育環境や利便性の向上が確保できる場合に限り、移転の提案も可能とする。ただし、移転先の用地は現敷地からおおむね半径300m以内とする。なお、移転の場合、既設保育所(建物、遊具、安全柵等)の撤去は不要とする。この場合において、既設保育所で保育を行う期間については、既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により市から貸与を受けることとする。

#### ④その他

①、②、③いずれの場合も、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場を整備すること。 駐車場の整備が困難な場合は、近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を検討すること。

#### (4) 保育所整備のスケジュールについて

(3) ①の整備は、令和6年2月までに新たな保育所の整備を行うこと。(3) ③の整備は、令和6年度末までのできるだけ早い時期に新たな保育所の整備を 完了すること。なお、保育所整備に係る補助の対象は2か年までとなるため留 意すること。

(参考 仮設保育所を活用し現敷地内に新たな保育所の整備を行う場合の過去の例)

令和4年度 基本・実施設計の作成、補助金の協議、建築確認等の申請、仮設 保育所の整備に着手。

令和5年度 仮設保育所への移転、新たな保育所工事の着手、新たな保育所 の利用開始(令和6年2月)仮設候補用地の返還(令和6年 3月31日)。

#### (5) 法律及び関係法令等の遵守について

保育所整備に当たっては、安全対策を図り、関係法令や枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日枚方市条例第57号)、枚方市開発事業等の手続等に関する条例(平成17年6月27日枚方市条例第46号)等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議すること。

#### (6) 保育所整備に係る補助について

保育所整備に係る補助については、枚方市が国の施設整備交付金等に係る国庫 補助額を国の負担割合で除した額の4分の1に相当する額を加え、補助します。

### (7) 法人の負担について

水道、下水道及びその他電気・ガス等に係る手続き及び費用、また、敷地内工事 に係る手続き及び費用については法人負担とします。

(8) シックハウス対策について

施設整備に際し使用する建材や家具等については、シックハウスの原因の恐れとなる化学物質(ホルムアルデヒド等)の発生がない、若しくは極力少ないものを採用すること。工事完了後、空気濃度調査を行い厚生労働省が定める「化学物質の室内濃度指針値」に定める濃度以下であることを確認し、報告書を提出すること。

(9) 保育所整備に係る保護者等への説明について 保育所整備にあたっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって 対応すること。

(10) 協定書の締結について

法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結するものとする。また、締結する協 定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。

#### 4. 応募資格及び条件

- (1)令和3年10月1日現在で、以下のいずれかの条件を満たしていることとします。 ①児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を枚方市内 において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。
  - ②児童福祉法第7条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を大阪府内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していること。

ただし、幼保連携型認定こども園については、保育所から認定こども園に移行した施設で、通算の運営期間が10年以上であること。

- (2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。
- (4) 移管前の保育内容(行事を含む)を引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会 状況等の変化により、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」の内容 に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。
- (5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。
- (6) 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- (7) 施設長は、健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。
- (8) 保育所運営について
  - ①定員は90人とすること。
  - ②開所時間は午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持することとし、ニ

- ーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること。
- ③保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)とすること。
- ④独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。
- ⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。
- ⑥保育所運営については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日枚方市条例第57号)及び関係法令、通知等を遵守すること。ただし、職員配置については、本要項の「4(10)職員について」によるものとする。
- ⑦危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。
- (9) 保育内容等について
  - ①保育内容については、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第 117号)を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。
  - ②障害児保育を実施すること。
  - ③桜丘北保育所で提供していた給食を基本とすること。さらに、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。
  - ④健康診断については、内科健診及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施する こと。
  - ⑤地域子育て支援事業をP13<参考資料2>枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき実施すること。
  - ⑥新たな保育所利用開始後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。 また、計画的な職員研修の実施など、積極的に保育の質の向上に努めること。
  - ⑦その他、園行事、給食、食育、児童の健康管理、新型コロナウイルス感染防止対 策等について、法人の考えを示すこと。

# (10) 職員について

- ①保育士の配置については、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日枚方市条例第57号)を遵守するほか、P13 <参考資料2>枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱に基づき1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすること。
- ②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。また、あわせて 保育士の確保について法人の考えを示すこと。
- ③看護師を配置すること。また、「病児保育事業の実施について」(平成27年7月 17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定め る病児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討すること。
- ④桜丘北保育所に勤務している枚方市の会計年度任用職員等が移管後の保育所で の就労を希望する場合は、その採用について積極的に検討すること。
- ⑤苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、

苦情に対して適切に対応すること。

⑥ P 2 1 < 参考資料 3 > 大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。

# (11) 引き継ぎ等について

- ① 枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に 応じて随時行うこと。
- ②保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各 1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。また、期間終了後も、市の求めに 応じて懇談を行う場合があります。
- ③移管1年前から、施設長予定者等は、随時、桜丘北保育所を訪問し、保育内容等の確認(年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含む)を行うとともに、桜丘北保育所の保育士と引き継ぎのための保育(以下、「共同保育」という。)の実施計画作成の協議を行うこと。
- ④令和4年10月から令和5年3月の6か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。なお、共同保育期間中の延べ保育時間数の50%以上に相当する時間数の配置を行うこととし、事前に職員配置計画により市に報告すること。ただし、各月においても少なくともその月の延べ保育時間数の20%以上に相当する時間数の配置を行うこと。

また、「共同保育」に参加した保育士を移管後に各クラスに配置する、若しくは 職員間で引継ぎ内容の共有を図るなど、移管後に円滑な保育所運営ができるよう 配慮すること。

なお、「共同保育」に係る費用については、枚方市が必要と認めた額の範囲内で 負担するものとします。※枚方市の負担額は、枚方市会計年度任用職員(保育士) 賃金を基に、上記要派遣時間数に係る6人分とします。

- ⑤看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受ける こと。
- ⑥共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個 人懇談を行うこと。
- ⑦移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。 (12) その他
  - ①保育所名については、「桜丘北」の名称を残すこと。また、クラス名についても現在、使用しているクラス名を残すこと。
  - ②保育所内に設置されている卒園製作の記念物等については可能な範囲で移設等 を検討するとともに、やむを得ず撤去や廃棄を行う場合は事前に保護者の意見 を聴いた上で、写真等による記録を行うこと。
  - ③園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。

- ④家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。
- ⑤既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。 ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に 説明し、理解を得た上で実施すること。
- ⑥桜丘北保育所の保護者が、法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力すること。
- ⑦自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置する こと。
- ⑧保育所設置申請等の手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。
- ⑨本要項に記載する内容について、疑義又は履行困難な状況が生じるおそれがある場合には、早急に市と協議を行うこと。

# 5. 保育所運営申込書等の配布

- (1)配布日時:令和3年10月29日(金)から12月20日(月)まで 午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時00分を除く)※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2)配布場所: 枚方市役所子ども未来部私立保育幼稚園課(市役所別館5階) ※保育所運営申込書等は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

#### 6. 申込受付及び場所

- (1)受付日時:令和3年12月13日(月)から12月20日(月)まで 午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時00分を除く)※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 受付場所: 枚方市役所子ども未来部私立保育幼稚園課(市役所別館5階)
- (3)項目8.「説明会の開催及び現地見学会」に参加していることが申し込み条件となります。
- (4) 申し込みにあたっては、保育所運営申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持 参ください(郵送等による申し込みは受け付けません)。
- (5) 提出部数:14部(正本1部、写し13部) ※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。
- (6) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。
- (7) 提出された保育所運営申込書等については、お返ししません。
- (8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

#### 7. 提出書類

別紙「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に 定める各種書類。 8. 説明会の開催及び現地見学会について

本件募集に当たり、説明会等を次のとおり開催します。

◇日 時:令和3年11月7日(日)午後2時00分から

◇場 所: 枚方市立桜丘北保育所(枚方市桜丘町20-1)(説明会は遊戯室にて 実施し、その後、見学会を実施します。)

※応募を予定している法人は必ず説明会等に参加してください。参加申し込みは令和3年11月4日(木)午後5時30分までに、1法人3人以内(設計士が参加する場合は1法人4人以内)で参加者氏名を報告してください。期日までに申し込みがなければ、参加することはできません。

当日の集合時間、場所については、申し込みのあった法人に11月5日(金)中に ご連絡します。

### 9. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、令和3年12月 3日(金)までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、12月10日(金)までに、枚方市のホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 072-841-4319メールアドレス s-hoyou@city. hirakata. osaka. jp

# 10. 選定及び決定等

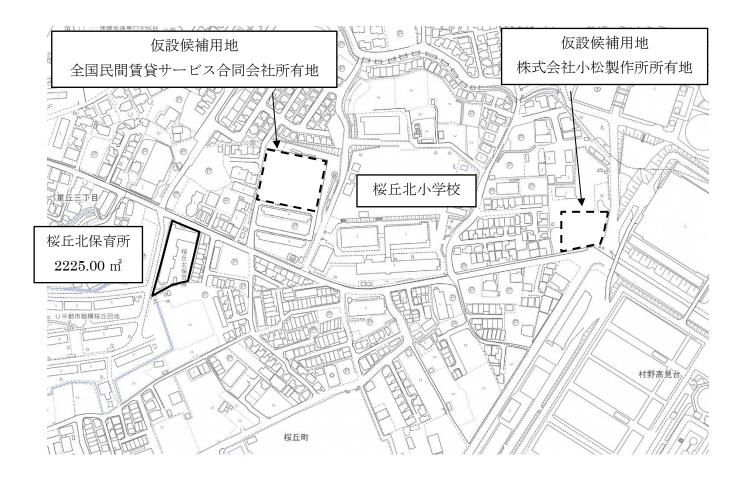
- (1)選定は、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会(以下、「選定審査会」という。)において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。
- (2) 応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。
- (3) 選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います(プレゼンテーションを含め、おおむね40分程度)。なお、その内容については会議録として、後日、公表します。また、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、オンラインでのプレゼンテーション、ヒアリングとなる場合があります。
- (4)選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- (5) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を 満たしていることを条件に選定します。
- (6) 選定結果については、書面で通知します。また、法人決定後、市のホームページ で公表します。本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があっ た場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。

- (7) 法人選定後、選定された法人の様式9 [提案内容概要書] については、保護者等への説明資料として活用します。
- 11. 問い合わせ先

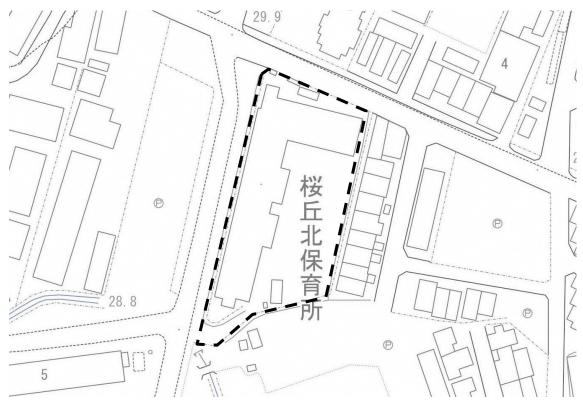
枚方市子ども未来部私立保育幼稚園課住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号 TEL 072-841-1471 (直通) FAX 072-841-4319 ゲールアト レス s-hoyou@city. hirakata. osaka. jp

# <参考資料1>

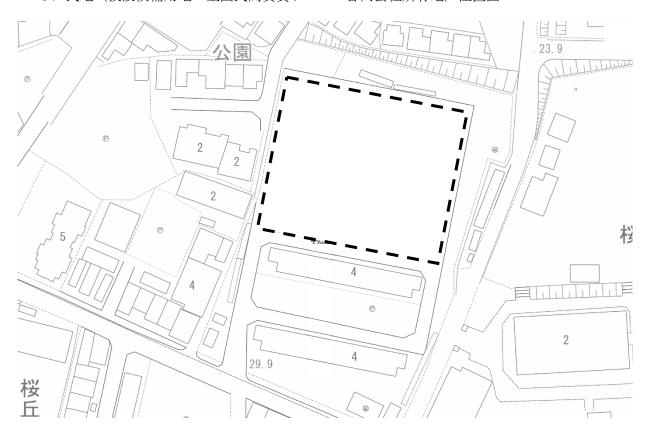
1. 桜丘北保育所民営化に伴う各施設位置図



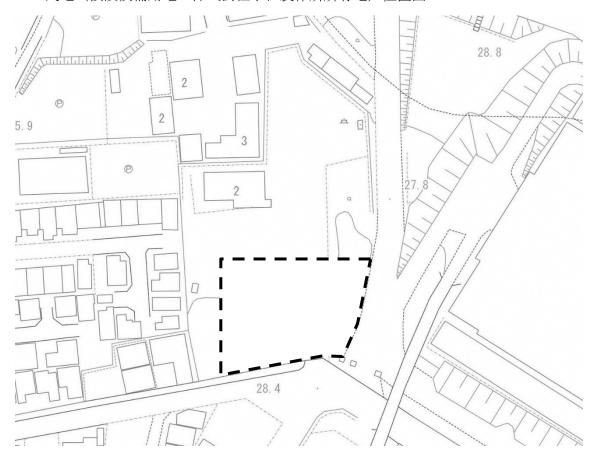
# 2. 桜丘北保育所 位置図



# 3. 民地 (仮設候補用地 全国民間賃貸サービス合同会社所有地) 位置図



# 4. 民地(仮設候補用地 株式会社小松製作所所有地)位置図



# 用地概況

	桜丘北保育所	仮設候補用地	仮設候補用地
所有者	枚方市	全国民間賃貸サービス合 同会社	株式会社小松製作所
所在地	桜丘町20-1	星丘四丁目1899番3	村野高見台2130番3 村野高見台2135番 村野高見台2198番5 村野高見台2199番1 の一部
敷地面積	2,225. 00 m <sup>2</sup>	約3,000㎡の一部	約1, 400 m²
用途地域	第一種中高層住居 専用地域	第一種中高層住居専用地域	①第一種中高層住居専用 地域 ②第一種住居地域 ③工業専用地域
建ぺい率	6 0 %	6 0 %	6 0 %
容積率	200%	200%	200%
防火地域	準防火地域	準防火地域	<ul><li>①準防火地域</li><li>②準防火地域</li><li>③指定なし</li></ul>
高度地区	第2種高度地区	第2種高度地区	①第2種高度地区 ②第3種高度地区 ③指定なし
賃料等	無償	有償※ 法人決定後、土地所有者 と協議を行い、契約締結 をもって金額の決定をす ること。	有償※ 法人決定後、土地所有者と協議を行い、契約締結をもって金額の決定をすること。
		賃借期間   令和5年2月1日から   令和6年3月31日まで	賃借期間 令和5年2月1日から 令和6年3月31日まで

# <参考資料2>

枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則(昭和40年枚方市規則第30号)の規定に基づいて交付する私立保育所子ども・子育て支援事業補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付の目的は、私立保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条 第1項に規定する保育所のうち同法第35条第4項の規定により市町村以外の者が設置し たものであって、その定員が40人以上のものをいう。以下同じ。)における保育内容及び 地域における子育て支援サービスの充実を図ることとする。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、私立保育所の設置者とする。

(補助対象行為)

第4条 補助金の交付の対象となる行為は、市内に所在する私立保育所の運営(地域に密着 した私立保育所として求められる子育て支援サービスの実施を含む。)とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、同表の補助対象経費 の欄に定める補助対象経費から当該補助種別に係る保護者の負担額その他市長が指定す る収入を控除した額と同表の算定基準の欄に定める算定基準により算定した額とを比較 して、いずれか少ない方の額の合計額とする。
- 2 補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、それぞれ同表の補助要件 の欄に定める補助要件を備えているものについて算定するものとする。
- 3 市長は、別表の補助要件の欄に定める補助要件を備えている期間が12月に満たないと 認める場合において、第1項の算定基準が年額で定められているときは、同項の算定基準 により算定した額を月割りして同項の規定を適用することがある。この場合において、 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(条件)

- 第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 私立保育所の施設及び運営は、枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を

定める条例(平成25年枚方市条例第57号)その他市が示す基準に適合するようにしなければならない。

(2) 補助金は、施設ごとの経理区分の収入とし、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費に充てるものとして経理しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成26年度以後の年度分の補助金について適用し、平成25年度まで の年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。
- 3 枚方市私立保育所子ども・子育て支援事業補助金交付要綱(平成26年枚方市要綱第15 号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 市長は、この要綱による補助金交付制度に対する国又は大阪府の補助制度の見直し又 は廃止が行われたときは、その交付状況、社会状況の変化等を勘案し、この要綱による補 助金の交付の必要性について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものと する。

附 則 [平成27年4月1日枚方市要綱第34号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用し、平成26年度まで の年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則「平成27年10月29日枚方市要綱第65号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用し、平成26年度まで の年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成28年6月16日枚方市要綱第45号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成28年度以後の年度分の補助金について適用し、平成27年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成29年5月25日枚方市要綱第42号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成30年1月12日枚方市要綱第1号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [平成30年10月11日枚方市要綱第68号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則「令和元年5月23日枚方市要綱第5号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則[令和元年11月20日枚方市要綱第24号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則「令和2年5月25日枚方市要綱第43号〕

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則[令和3年3月31日枚方市要綱第29号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度まで の年度分の補助金については、なお従前の例による。

別表(第5条、第6条関係)

補助種別	補助要件	補助対象経費	算 定 基 準
嘱託 医 手 当 加 算 嘱託医又は嘱託歯科 医を設置し、児童の 健康診断を実施して いること。 保育費用交付額を超 えて支出する嘱託医 手当、嘱託歯科医手 当及び児童の健康診 断の実施に要する経 費		1 施設当たり年額107, 200円	
運営費補助	次の各号の要件のいずれかを満たしていること。 (1) 保育費用交付額を超えて事務処理に要する経費、施設管理に要する経	(1) 補助要件の欄第 1号の要件を満た している場合 保 育に直接必要育材 等の購入費、児 の環境衛生の維持	次の表の左欄に掲げる定員の区分に応じ、 同表の中欄に定める基準額 (年額)。ただし、 事務処理に要する経費については、同表の 右欄に定める限度額を超えることができない。 基準額 (年額) 限度額

		費その他保育所の 運営に要する経費	及び健康管理に要 する経費、園外保	40人以上 60人未満	10, 036, 000円	2, 240, 000円
		を支出しているこ と。	育及び特別行事の 実施に要する経	60人以上 90人未満	11, 436, 000円	2,800,000円
		(2) 保育費用交付基	費、事務処理に要	90人以上 120人未満	12, 136, 000円	3,080,000円
		準を超えて保育士 等を雇用している	する経費、施設管 理に要する経費そ	120人以上	13, 336, 000円	3,560,000円
		こと。ただし、当該 保育士等に係る総 雇用時間数以上で なければならい。 (3) 保育費用交付基 準を超えて看護師	の他保育所の運営 に要する経費(給 食材料の購入費用交 除き、保育費用支 付額を超えて取る。) は は は は は は は は は は で は で は で に で の は で に で れ の に で れ に で れ に で れ る に し に し る し る し に し る し る し に し る し る	市配置基準 準の保育士 等しい場合 額(年額)	基準を満たしていを超えていない場の数と当初配置基に限る。) は、このから2,436,000円をを減額するもの	合(本市配置基 準の当該数とが )表の中欄の基準
		<ul><li>単等めてし補件当同る助のいす</li><li>この職る児項第も補けるの員の</li><li>に市をと育補号とを営るい、助のす項とに職なり</li><li>に展の1の助運、雇のはいをもり</li><li>は、下雇のの</li><li>は、下雇のの</li><li>は、下雇のの</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、下で</li><li>は、は、下で</li><li>は、は、は、は、下で</li><li>は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、</li></ul>	(2) 2 し育超る費 (3) 3 し育超る市のい用で育 という でいます 要要る交雇 が男のい用ででは、 するででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	2 1 26 26 27 26 27 26 27 26 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27	の1歳児のに対している。 を満たしいでは、 での数が2で額(年の数が2で額(年の数が2で額(年のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	合(本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の)
病事	 育助	次のれかと。 (1) 保育児し、 のれかと。 (1) 病調をと、児不実の 、(2) (4) との、 、(2) 保良を必等を 、(2) 保内の 、(2) では、 、(2) では、 、(2) では、 、(3) では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、 、では、	(1) 相対	定める額の合 (1) 補助要件 いる場合 円。ただし 応型)の実 施設当たり (2) 補助要件	計額 :の欄第1号の要 1 施設当たり。 、病児保育事業 施期間が6月未済 年額2,236,000円 の欄第2号の要 1 施設当たり。	E件を満たして 年額4,472,000 (体調不良児対 満の場合は、1 日とする。 E件を満たして

とする。

開所時間推進費補助	次の を 大の を を を の を の に の の の の の の の の の の の の の	雇用している補助要件の欄第2号の保育 士等の人件費	1 施設当たり年額1, 300, 000円
障害児保育補助	次分にし(1) 費関協児、の育い 保施特児実に害なくは遊等施名を満 人係と障施害のし 育の書に、要こ士長保基育当のをと児瓊す級児でて保の微児設境こに、要こ士長保基育当のをと児境す級児でて保の微児設境こに、要こ士長保基育当のをと児境す級児でて保の微児設境こに、要こ士長保基育当のをと児境する児のい、育整な用置改と、の分にし(1) 費関協児、の育い 保善経又保る当に備改の、善のに定て、費関協児、の育い 保善経又保る当に備改の、善のに定て、費関協児、の育い 保善経又保る当に備改の、善のに定し、1 を	(1) 1 までは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	次の各号に掲げる区分に応、開所的な記憶推進財額の合計額。ただし、開所的な定額を登りている。 ただし、開所的な定額を関係を表する。 ただし、関連を表している。 といるでは、当該では、当該では、当該では、当該では、当該では、当該では、当該では、当該
延長保育事業費補助	延長保育事業(一般型)を実施している こと。	延長保育事業(一般型)の実施に要する経費のうち、開所時間(当該開所時間が11時間以上の場合に限る。)を超えて実施する延長保育に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額115,000円 (2) 加算分 対象児童の数から6人を控除 した児童数に月額5,000円を乗じて得た 額
食物アレルギー対策費補助	次の各号の要件をいずれも満たしている こと。	保育費用交付基準を 超えて雇用する加配 調理員の人件費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額95,000円

	<ol> <li>食物アレルギー 児童の保育を実施 していること。</li> <li>食物アレルギー 児童のために加配 調理員を雇用して いること。</li> </ol>		(2) 加算分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 イ 牛乳、卵、大豆製品、小麦及びそばのうち3品目以上にアレルギー症状を呈する食物アレルギー児童の保育を実施している場合又は食物アレルギーによりアナフィラキシー等の症状を呈すると認められる児童の保育を実施している場合 1施設当たり次の表の左欄に掲げる当該児童の数の区分に応じ、同表右欄に定める額
			当該児童の数の区分 月額
			5人以下 47,500円
			6人以上10人以下 95,000円
			11人以上15人以下 142,500円
			16人以上 190,000円
			ロ 食物アレルギー児童を保育している小規模保育事業所の連携施設として調理業務を実施し、当該小規模保育事業所に食事を搬入している場合 1施設当たり月額47,500円
夜間保育事業費補助	夜間保育推進事業を 実施していること。	夜間保育推進事業の 実施に要する経費	1 施設当たり年額1,500,000円。ただし、夜間保育推進事業の実施期間が6月未満の場合は、1 施設当たり年額750,000円とする。
保育体制強化事業費補助	保育体制強化事業を実施していること。	保育体制強化事業の実施に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める額 (1) 保育支援者を配置している場合 1施 設当たり月額100,000円 (2) 次のいずれかに該当する者に児童の園 外活動時の見守り等を行わせる場合 1施設当たり月額50,000円 イ 保育支援者 ロ 安全管理に知見を有する者として市 長が認めた者(当該施設から謝金の支 払を受けている者又は当該施設から児 童の園外活動時の見守り等を委託され ている者に限る。)
保育補助者雇上強化事業費補助	保育補助者雇上強化事業を実施していること。	保育補助者雇上強化 事業の実施に要する 経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める額 (1) 定員が121人未満の場合 1施設当た り年額2,264,000円 (2) 定員が121人以上の場合 1施設当た り年額4,528,000円
保育士宿舎借り上げ 支援事業費補助	保育士宿舎借り上げ 支援事業を実施して いること。	保育士宿舎借り上げ 支援事業の実施に要 する経費	1人当たり月額61,500円
保育士等確保·定着 支援事業費補助	勤務時間が就業規則 上の週所定労働時間 を満たし、かつ、雇用 の期間を定めていな い保育士又は看護師	当該年度の末日まで (別に定めるやむを 得ない事由がある場 合にあっては、別に 定める日まで)継続	1人当たり月額10,000円

	等を雇用していること。	して雇用した補助要 件欄に規定する保育 士又は看護師等の人 件費	
地域子育で支援補助	第事号号又号2第事こ(1) でる談う ター 大庭 いいもの象接 1 年来、のはま以1業と でる談う ター 大庭 いいもの子と事と実4 業2 のの及実 立期育び業方ト域も支本業各の育し業 で施らの並5 て 所実係等 ッ にそるふ 掲、庭育でにに導 ブ業気びすの にか家子育にに導 ブ業気びすの にか家子の手にに導 ブミスですの にか家子の手にである。 4 ちにのる 外す相行 スーム る家業あ る域対支	補か業だら号従雇のか4にる以外号第業等以1(事占のようのようのののでは、1ののでは	(1) 補助要件の欄第1号から第5号までの事業の全てを実施する場合 1施設当たり年額1,850,000円 (2) 補助要件の欄第1号、第2号、第3号及び第5号又は第1号、第2号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合(前号に該当する場合を除く。) 1施設当たり年額1,480,000円 (3) 補助要件の欄第1号、第3号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合を除く。) 1施設当たり年額1,110,000円 (4) 補助要件の欄第1号、第4号及び第5号の事業の全てを実施する場合(前3号に該当する場合を除く。) 1施設当たり年額740,000円 (5) 補助要件の欄第1号及び第5号の事業をいずれも実施する場合(前各号に該当する場合を除く。) 1施設当たり年額370,000円

#### 備考

- 1 嘱託医手当加算の項及び運営費補助の項における「保育費用交付額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。)及び国の通知に準じて市長が定める額をいう。
- 2 運営費補助の項及び食物アレルギー対策費補助の項における「保育費用交付基準」とは、告示及び国の通知に定められた基準をいう。
- 3 運営費補助の項、開所時間推進費補助の項、障害児保育補助の項及び地域子育て支援補助の項並びに備考12 の規定における「保育士等」とは、実際に保育に従事する者をいう。
- 4 運営費補助の項における「総雇用時間数」及び「正規保育時間数」とは、それぞれ市長の定める時間数をいう。
- 5 運営費補助の項における「看護師等」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第12条第5項(同 法第14条第3項において準用する場合を含む。)に規定する保健師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の 交付を受けた者をいう。
- 6 運営費補助の項における「本市配置基準」とは、1歳児を担当する保育士(児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。)の数が、1歳児の数を5で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)であることをいう。
- 7 運営費補助の項における「当初配置基準」とは、1歳児を担当する保育士の数が、1歳児の数を6で除して 得た数(1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)であることをいう。
- 8 運営費補助の項並びに備考6及び備考7の規定における「1歳児」とは、当該年度の前年度の末日の年齢が 1歳である者をいう。
- 9 病児保育事業費補助の項における「病児保育事業(体調不良児対応型)」とは、国の通知に定められた病児保育事業(体調不良児対応型)の対象となる事業をいう。
- 10 障害児保育補助の項における「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する者をいう。
- 11 障害児保育補助の項における「特児1級児」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律

- 第134号)第2条第5項に規定する1級に認定されている障害児を、「特児2級児」とは、同項に規定する2級に認定されている障害児をいう。
- 12 障害児保育補助の項における「特例加配」とは、その保護者が子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条第10号に掲げる事由に該当する障害児以外の障害児であって、当該事由に該当する障害児と同様の配慮を要するものの保育のための保育士等の加配をいう。
- 13 延長保育事業費補助の項における「延長保育事業(一般型)」とは、国の通知に定められた延長保育事業の一般型の対象となる事業をいう。
- 14 延長保育事業費補助の項における「対象児童」とは、延長保育事業(一般型)の対象となる児童として市長が認定した者をいう。
- 15 食物アレルギー対策費補助の項及び備考16の規定における「食物アレルギー児童」とは、市長が定める食品 に起因する食物アレルギーの症状を呈する児童で、医師が作成する食物アレルギーの診断書又は指示書を市長 に提出し、市長の認定を受けた者をいう。
- 16 食物アレルギー対策費補助の項における「加配調理員」とは、食物アレルギー児童のために食事制限又は代替給食を実施するために加配した調理員をいう。ただし、調理師免許の有無を問わない。
- 17 食物アレルギー対策費補助の項における「小規模保育事業所」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第34号)第29条に規定する小規模保育事業所A型及び同条例 第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。
- 18 食物アレルギー対策費補助の項における「連携施設」とは、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例第7条に規定する連携施設をいう。
- 19 夜間保育事業費補助の項における「夜間保育推進事業」とは、国の通知に定められた夜間保育推進事業の対象となる事業をいう。
- 20 保育体制強化事業費補助の項における「保育体制強化事業」とは、国の通知に定められた保育体制強化事業の対象となる事業をいう。
- 21 保育体制強化事業費補助の項における「保育支援者」とは、保育士資格を有しない者であって、保育士の負担の軽減に資する業務を行う者として市長が認めるものをいう。
- 22 保育体制強化事業費補助の項における「児童の園外活動時の見守り等」とは、散歩等の園外活動時において、 散歩の経路、目的地における危険箇所並びに道路を歩く際の体制及び安全の確認、現地での児童の行動の把握 等を行うことをいう。
- 23 保育補助者雇上強化事業費補助の項における「保育補助者雇上強化事業」とは、国の通知に定められた保育補助者雇上強化事業の対象となる事業をいう。
- 24 保育士宿舎借り上げ支援事業費補助の項における「保育士宿舎借り上げ支援事業」とは、国の通知に定められた保育士宿舎借り上げ支援事業の対象となる事業をいう。
- 25 保育士等確保・定着支援事業費補助の項における「保育士又は看護師等」とは、保育士又は保健師助産師看護師法第12条第5項(同法第14条第3項において準用する場合を含む。)に規定する保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証若しくは准看護師免許証の交付を受けた者をいう。
- 26 地域子育て支援補助の項における「私立保育所内外」とは、私立保育所及び私立保育所近隣の地域をいう。
- 27 地域子育て支援補助の項における「枚方版ブックスタート事業」とは、児童の1歳の誕生月に、当該児童と その保護者に対し、読み聞かせ及び絵本の無料配付を行う事業をいう。
- 28 地域子育て支援補助の項における「地域の気になる子ども」とは、枚方市支給認定及び保育所等の利用調整に関する規則(平成27年枚方市規則第42号)第2条各号に掲げる者(これらに準ずる状況にあると市長が認める者を含み、同規則第1条の支給認定を受けている者を除く。)、被虐待児等をいう。
- 29 地域子育て支援補助の項における「絵本とのふれあい事業」とは、就学前の児童及びその保護者を対象に絵本の読み聞かせ及び貸出しを行う事業をいう。

# <参考資料3>

# 大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

#### 1. 目 的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保証されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ 女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保証する ためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人 の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」(以下「推進員」という。)の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する同和問題をはじめとする人権問題研修計画の樹立、研修の実施等を推進することを目的とする。

#### 2. 推進員選任対象事業所

- (1) 常時使用する従業員の数が25人以上の事業所。 ただし、工場、支店、営業所等については、人事権(採用権)を有する事業所。
- (2)(1)のほか、大阪府知事が、選任することが適当であると認める事業所。

#### 3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から一事業所につき一名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実行を期す ものとする。

#### 4. 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障すると言う視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

- (1) 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 関係行政機関との連絡に関すること。

# 5. 報 告

- (1) 推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式 1 により事業所管轄公共職業安定 所を通じて大阪府知事あて報告するものとする。 なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を 深めていくため研修を実施するときは、「企業内人権啓発研修実施計画書」(別紙 様式2)を研修実施の1ヶ月前までに報告するとともに、研修実施後、速やかに 「企業内人権啓発研修実施報告書」(別紙様式3)により大阪府知事あて報告する ものとする。

# 附則

この要綱は、平成 9年 5月 7日より施行する。

この要綱は、平成12年 4月 1日一部改正施行する。

この要綱は、平成14年 4月 1日一部改正施行する。

この要綱は、平成15年 4月 1日一部改正施行する。

この要綱は、平成15年 8月 1日一部改正施行する。

# 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて

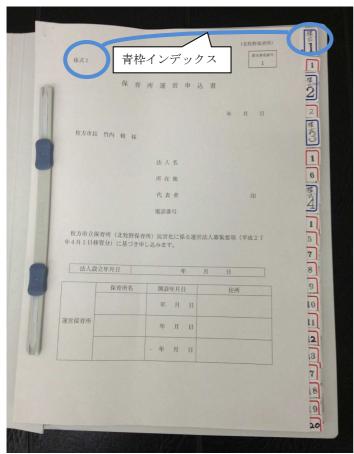
# I 提出書類等

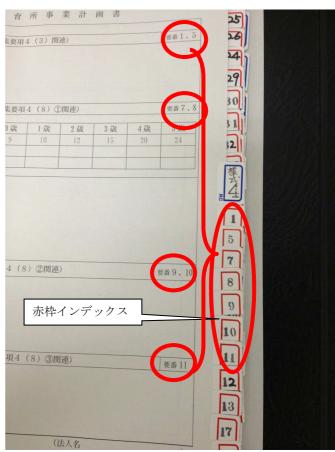
様式	1.	保育所運営申込書	様式1	)
IJ	2.	応募に至る動機・目的	様式2	
IJ	3.	経営方針・保育所運営方針	様式3	
IJ	4.	保育所事業計画書	様式4	
IJ	5.	保育所整備計画書	様式5	<b>×</b> 1
IJ	6.	資金計画書	様式6	
IJ	7.	法人理事長及び施設長予定者の履歴書	様式7	
IJ		財産目録(使用しない場合は原本証明が必要)	様式	
IJ		提案内容概要書	様式	
添付	10.	貸借対照表(本部会計)※3	(原本写し)	1
"	11.	貸借対照表(施設会計)※3	IJ	
IJ	12.	決算書一式(本部会計)※3	IJ	
IJ	13.	決算書一式(施設会計)※3	IJ	
		※監事の監査結果報告書を含む	IJ	
"	14.	予算書一式(本部会計)※3	IJ	\ \*4
"	15.	予算書一式(施設会計)※3	IJ	/4. 2
IJ	16.	法人調書 (現況報告書) (直近の年度に提出したもの)	IJ	
IJ	17.	保育所調書(全施設分)(直近の年度に提出したもの)	IJ	
IJ	18.	令和3年度以前の直近で行われた枚方市福祉指導監	IJ	
		査課等の現地監査の結果及びそれに対する回答文書		
		写し	IJ	J
		NI. I wheth		

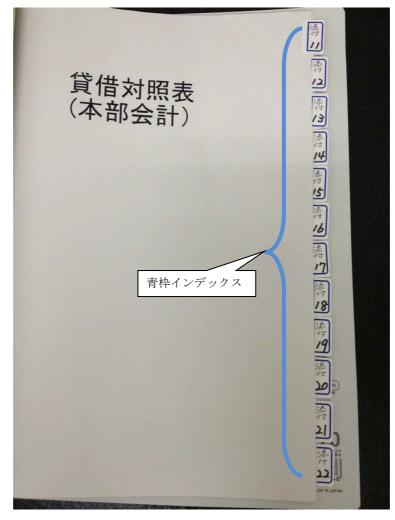
- IJ 19. 法人定款
- 20. 現在運営している保育所の保育目標、保育内容のわか IJ るもの (パンフレット等でも可)、保育計画 (全体的 な計画)
- 21. 園で整備している危機管理体制及び安全対策に関す るマニュアル、事故発生時の報告様式等
- ※1 様式1から について、電子媒体が必要な場合は、市のホームページから ダウンロードしてください。
- ※2 市が求めている以外の書類は、審査の対象外となります。
- ※3 貸借対照表及び決算書は平成30年度から令和2年度分を、 予算書は令和元年度から3年度分までの写しを提出してください。
- ※4 写しについては、原本証明をしてください。 その他必要と認めた書類等について、追加で提出を求めることがあります。
- 資料は、上記の提出資料を正本1部、写し13部ともに、それぞれフラッ **※** 5 トファイル (4) に綴じてください。
- ※6 ファイルに綴じた様式1 と添付10 21の資料に、それぞれの番号のイ ンデックス(様式1、添付10等、青枠)をつけて、どの書類がどこにあるか をわかるようにしてください。複数ページに渡る資料は、最初のページにイン

デックスをつけてください。

また、各様式に記入している要求事項番号のインデックス(赤)を、各様式 及び添付資料につけてください。







### Ⅱ プレゼンテーションについて

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会が選定にあたって、プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションの出席者は、3名以内(設計士が参加する場合は、1法人4名以内)とします。また、理事長及び施設長予定者は必ず出席してください。

プレゼンテーション用資料は、3日前(土日祝を除く)までに14部提出してください。また、パワーポイントを使用する場合は事前に私立保育幼稚園課までご連絡ください。

なお、プレゼンテーションの日時については、後日、連絡します。新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、オンラインでの実施となる場合があります。

また、プレゼンテーションにあたり、提出書類の内容等について事前に質問をお送りする場合があります。その場合は、指定の期日までに文書にて回答をお願いします。

#### Ⅲ 選定基準について

選定基準については、選定後に市のホームページにて掲載します。

# 【提出期間及び提出場所】

提出期間 令和3年12月13日(月)から12月20日(月)

午前 時から午後5時30分まで(正午から午後1時00分を除く)

提出場所 子ども未来部私立保育幼稚園課(市役所別館5階)

提出部数 14部(正本1部、写し13部)

※申込書は私立保育幼稚園課まで直接ご持参ください。郵送受付はできません。

※申込書提出後、応募を辞退される場合は、必ず辞退届(様式不問)を提出してください。

問い合わせ先 子ども未来部私立保育幼稚園課

TEL 072- 41-1471 (直通)

FAX 072- 41-431

E-mail s-hoyou@city.hirakata.osaka.jp

要求事項番号

様式1

# 保育所運営申込書

年 月 日

枚方市長 伏見 隆 様

法人名

所 在 地

代表者

印

電話番号

枚方市立保育所(阪保育所)民営化に係る運営法人募集要項(令和5年4月 1日移管分)に基づき申し込みます。

法人設立年月日	年	月	日	
---------	---	---	---	--

	施設名	開設年月日		所在地
運営施設		年 月	日	
		年月	日	
		年月	日	

)

様式2

応募に至る動機・目的

応募に至る動機・目的について具体的に記入してください。

(法人名

1,6

## 経営方針・保育所運営方針

1	経営方針について具体的に記入してください。
2	保育所運営方針について具体的に記入してください

(法人名

# 保育所事業計画書

1	保育所運営について	<b>T</b>							
( ]	1)保育理念について	て(募集界	要項4(	3) 関連)				要	番 5
( 2	2) 保育所定員につい	ハて(募集	集要項4	( ) ①	関連)			要番7	, 8
		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1
		140	12	20	24	28	28	28	
	令和5年4月1日	140							
Į.		<u> </u>		1			<u> </u>		_
Ţ	<b>営員設定の考え方</b>								
(;	3) 開所時間について	て(募集界	要項4(	) ②関注	重)			要番	, 10
( 4		ついて (身	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 ( ) (	3関連)			要	番

(5)保険制度への加入について(募集要項4( )④関連)	要番 11
	_
(6) 危機管理体制及び安全対策について(募集要項4()) ⑦関連)	要番 12
	T T 10
(募集要項4 (3) 関係)	要番 13
2 保育内容等について	
(1)保育内容について(募集要項4 ( )①関連)	要番 14、15
(2) 障害児保育について(募集要項4 ( )②関連)	要番 16、17
(2) 阵日儿休日に 2、 (分来文字 ( ) ⑤因足)	女田 10、11

(3) 食事提供、食物アレルギーについて(募集要項4 ( ) ③関連)	要番 18
(4)健康診断について(募集要項4()④関連)	要番 19
(5) 地域子育て支援事業の実施について(募集要項4 ( ) ⑤関連)	要番 20
(3) 地域丁月(文版事業の美施につい、(新集安集4 ( ) の関連)	安留 20
(6)民営化後の第三者評価について(募集要項4( )⑥関連)	要番 21
(7)保育の質の向上について(募集要項4( )⑥関連)	要番 22

( ) その他提案事項(園行事への取り組み、給食、食育、児童の健康管理、新型	型コロナ
ウイルス感染防止対策について等)(募集要項4 ( ) ⑦関連)	要番 23
3 職員について	
(1) 保育士配置について (募集要項4 (10) ①関連)	要番 26
(2)保育士の採用及び構成について(年齢及び経験)、保育士確保の見込み 要	番 27、28
及び確保策について (募集要項4 (10) ②④関連	
(3) 看護師の配置について (募集要項4 (10) ③関連)	要番 29
	<u>~ — — — — — — — — — — — — — — — — — — —</u>
(4)体調不良児対応型について(募集要項4(10)③関連)	要番 30
(4) 体調不良児対応型について (募集要項4 (10) ③関連)	要番 30

(阪保育所)

(5)公正採用選考人権啓発推進員について(募集要項4(10)⑥関連)	要番 31
4 引継ぎ等について	
(1)保護者説明会の開催について(募集要項4(11)①関連)	要番 33
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	
(0) 一花细歌人)。 (古朱玉石 (11) ②即古)	# W. OO
(2) 三者懇談会について(募集要項4 (11) ②関連)	要番 33
(3)移管前の引継ぎについて (募集要項4 (11) ③⑤⑥関連) 要	番 34、36
(4)共同保育に係る保育士配置及び確保策について(募集要項4(11)④関連)	要番 35

様式4 (阪保育所)

(5) 移管後の市への協力体制について(募集要項4 (11) ⑦関連)	要番 37
5. その他	
(1)保育所名及びクラス名について(募集要項4(12)①関連)	要番 38
(2) 卒園制作等の取り扱いについて(募集要項4(12)②関係)	要番 39
(3) 苦情対応について (募集要項4 (10) ⑤、4 (12) ③関連)	要番 40
(4)保護者及び地域への対応について(募集要項3( )、4(12)③④関連)	要番 41
	<u> </u>

(5) 保護者負担について(募集要項4 (12) ⑤関連)	要番 42
(6)保育所見学への協力について(募集要項4 (12) ⑥関連)	要番 43
(7) 駐車場確保策について(募集要項3(3)④関連)	要番 47
( ) 自動車での送迎に対する安全対策(警備員の配置)について	
(募集要項4 (12) ⑦関連)	要番 48

様式5

1

要求事項番号

44, 45, 46

### 保育所整備計画書

1 新たな保育所の整備について具体的に記入して下さい(移転の場合を除く)	0
基本的な整備計画、施設の配置計画、整備内容、スケジュール、保育環境の向	止
等について記入してください。	
(募集要項3 (3) ①、3 (4) (5) 関連)	
<基本的な整備計画・施設の配置計画>	
<整備内容>	
<スケジュール>	
   <保育環境の向上>	
、  ○	
  <子どもの視点に立った施設整備・安全確保>	
<その他>	
(法人名	

様式5

要求事項番号

44, 45, 46

### 保育所整備計画書

2 新たな保育所の整備について具体的に記入して下さい(移転の場合)。
基本的な整備計画、施設の配置計画、整備内容、スケジュール、保育環境の向上、
現敷地から移転することのメリットについて記入してください。
(募集要項3 (3) ③、3 (4) (5) 関連)
<基本的な整備計画・施設の配置計画>
<整備内容>
<スケジュール>
   <保育環境の向上、現敷地から移転することのメリット>
<休月泉境の向上、光放地が6枚数することの人サット/
  <子どもの視点に立った施設整備・安全確保>
<その他>
(法人名)

#### 添付書類

●移転先の附近見取り図(現敷地含め、位置関係が分かる図面) ※移転先の敷地の概況、現敷地から移転先までの距離も記載すること。 様式5

#### 保育所整備計画書

要求事項 44、46

3 仮設保育所の整備について具体的に記入して下さい(移転の場合を除く)。 基本的な整備計画・施設の配置計画と整備内容、撤去、スケジュールについて 具体的に記入してください。(募集要項3(3)②、4(8)⑥関連) <基本的な整備計画・施設の配置計画> (市が調整した仮設候補用地の使用の有無を記載すること。) <整備内容、撤去> <スケジュール> <子どもの視点に立った施設整備・安全確保> <その他>

(法人名

(法人が確保した用地を使用する場合)

●仮設園舎用地の附近見取り図(現敷地含め、位置関係が分かる図面) 法人が確保した用地を使用する場合は、敷地の概況、現敷地からの距離も記載 すること。

3, 4

# 資 金 計 画 書

保育所整備に係る資金計画及び4月の運転資金の調達方	法など保育所運営に係る
資金計画について具体的に記入してください。	
(法人名	)

## 履歷書

### 様式7 (理事長)

氏 名 (ふりがな				)	)	男・女	生	年	月	日			
											年	月	日
現住所	₹		_										
	電	話											
連絡先	₸		_										
	電	話											

	年	月	年	月	
学					
歴					
•					
職					
歴					
	年	月	年	月	
社					
会					
活					
動					
歴					
ALC.		年	月		
賞罰					
割等					
4					

要求事項 25

## 履歷書

#### 様式7 (施設長予定者)

氏 名 (ふりがな				,	)	男・女	生	年	月	日	Æ		п
											年	月	日
現住所	₹		_										
	電	話											
連絡先	₹		_										
	電	話											

	年	月		年	月	
学						
歴						
職						
歴						
	年	月		年	月	
社						
会						
活						
動						
歴						
ALC:		年	月			
賞						
罰等						
4,						

要求事項番号 3、4

### 財 産 目 録

(令和3年3月末現在)

I	資産の部	円
	1. 基本財産	円
	(1) 土地 (所在地)	円
内	(地目) m²	
	(2) 建物	円
	(3) 現金・預金	円
	(4) 有価証券	円
訳	2. 運用財産	円
	(1) 現金	円
	(2) 預金	円
П	負債の部	円
Ш	差引正味財産	円

法人名 代表者

印

※ この様式によらない場合は、原本証明をしてください。ただし、令和3年3月末日以降のものに限る。

## 様式9 〔提案内容概要書〕

## 法人名 [

			ANI			
	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等		
1	運営方針·保育所運営方針	・設立目的・経営実績、組織の状況及び		様式1		
	(4. (1), (2))	運営方針の具体的な説明がなされて		様式3-1		
		いるか				
		・保育所又は幼保連携型認定こども園の				
		運営実績が 10 年以上あるか				
2	民営化方針	・応募の動機や目的が市の民営化方針を		様式2		
	(4. (5))	踏まえ示されているか				
	<u>የ</u>	19十0万明の奴跡心能がかつしていて		144-14- O		
3	, <u> </u>	・過去3年間の経営状態が安定しているか		様式6		
	(4. (2))	<i>X</i> ·		様式8		
				提出書類 10~15		
4	保育所整備資金・運転資金	・保育所整備資金が確保できているか		様式6		
	(4. (2))			様式8		
				提出書類 10~15		
		・保育所運営のための運転資金が確保で				
		きているか				

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
5 保育理念 (4.(3))	・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか		様式4-1(1)
6 保育所運営 (4.(4)、(5))	・保育所運営方針が、保育所設置目的を 踏まえ、適切なものとなっているか		様式3-2
7 定員 (4.(8)①)	・令和5年度の定員が140人となって いるか		様式4-1(2)
8 0, 1, 2歳の定員 (4.(8)①)	・0、1、2歳で定員の4割を超えるとともに、地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているか		様式4-1(2)
9 開所時間 (4.(8)②、③)	<ul><li>・開所時間は7時から19時となっているか</li><li>・保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているか</li></ul>		様式4-1 (3) 様式4-1 (4)

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
10	延長保育 (4. (8) ②)	・ニーズがあれば、19時を超える延長 保育が提案されているか		様式4-1(3)
11	保険制度への加入 (4. (8) ④)	・(独)日本スポーツ振興センター災害 共済給付制度に加入を予定している か		様式4-1 (5)
12	危機管理体制及び安全対策 (4.(8)⑦)	・災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアルが整備されているか		様式4-1(6) 提出書類21
13	大阪府の監査結果 (4. (3))	・枚方市等の監査結果を受け、その後の 改善措置が講じられているか		様式4-1(7) 提出書類18
14	保育内容(保育課程等) (4.(9)①)	・保育課程、指導計画を作成し、計画に 基づき保育を行うこととされている か		様式4-2(1)

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
15	保育内容(創意工夫)	・子どもの状況や発達過程を踏まえ、創		様式4-2(1)
	(4. (9) ①)	意工夫を行っているか		
16	障害児保育	・障害児保育に取り組んでいるか、取り		様式4-2(2)
	(4. (9) ②)	組んでいる場合、どのような取り組み		
		を行っているか		
		・今後、障害児保育に取り組むこととし		
		ているか		
17	障害児保育(人材配置や研修)	・障害児保育に係る人材配置や研修及び		様式4-2 (2)
	(4. (9) ②)	適切な環境整備が提案されているか		
18	食物アレルギー対応	・公立保育所で提供していた給食を基本		様式4-2 (3)
10	(4. (9) ③)	としているか		
	(4. (3) @)	・アレルギー対応について除去食や代替		
		食等配慮されているか		
		文 4 HPD型 CM A CA - の W -		

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
19	健康診断 (4. (9) ④)	・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科 健診が年1回以上予定されているか		様式4-2(4)
20	地域子育て支援事業の実施 (4.(9)⑤)	・地域子育て支援事業が予定されているか		様式4-2(5)
21	民営化後の第三者評価 (4. (9) ⑥)	・福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているか		様式4-2(6)
22	保育の質の向上 (4. (9) ⑥)	・職員の研修について積極的に取り組んでいるか ・保育の質の向上につながる取り組みが 提案されているか		様式4-2 (7)
23	その他提案事項 (4. (9) ⑦)	・上記の事業の他、園行事、給食、食育、児童の健康管理、新型コロナウイルス感染対策防止等について、独自の企画提案がなされているか		様式4-2(8)

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
24	理事長	・理事長は、社会福祉事業の熱意と識見		様式7履歴書
	(4. (6))	を持っているか		プレゼンテーショ
				ン
25	施設長予定者	・施設長予定者は、児童福祉事業に熱意		様式7履歴書
	(4. (7))	を持ち、児童福祉の理論と実践につい		プレゼンテーショ
		て知識と経験を有するか		ン
26	保育士配置	・保育士配置基準は市条例等を遵守し、		様式4-3(1)
	(4. (10) ①)	1歳児については5:1としているか		
27	保育士の採用及び構成	・保育士の年齢及び経験年数に配慮した		様式4-3(2)
	(4. (10) ②、④)	構成となっているか		
		・阪保育所に勤務している枚方市の会計		
		年度任用職員等が移管後の保育所で		
		就労を希望する場合は、その採用を予		
		定しているか		
28	保育士確保	・昨今の保育士不足を踏まえ、保育士確		様式4-3(2)
	(4. (10) ②)	保について具体案が示されているか		

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
29	看護師の配置 (4. (10) ③)	・看護師の配置を予定しているか		様式4-3 (3)
30	体調不良児対応型 (4.(10)③)	・病児・病後児保育事業の体調不良児対 応型の実施を予定しているか		様式4-3(4)
31	公正採用選考人権啓発推進員 (4. (10) ⑥)	・公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるか		様式4-3 (5)
32	引継ぎについての理解 (4. (4))	・公立保育所の保育を引継ぐことについて理解し、誠実に取り組もうとしているか		プレゼンテーション

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
33 保護者説明会等の開催	・必要に応じて保護者説明会を開催する		様式4-4(1)
(4. (11) ①、②)	こととしているか		様式4-4(2)
	・三者懇談会を設置することとしている		
	カ・		
34 移管前の引継ぎ	・1年前より年中行事等の参加(障害児		様式4-4(3)
(年中行事等の参加)	等配慮を要する子どもの保育状況や		
(4. (11) ③、⑤)	対応の確認など含む) を予定している		
	カゝ		
	・看護師、調理員についても、「共同保		
	育」期間中に引継ぎを受ける予定とし		
	ているか		
35 共同保育期間中の職員体制	・共同保育期間中、延べ保育時間数の		様式4-4(4)
(4. (11) ④)	50%以上、かつ各月において少なくと		
	も 20%以上の職員配置を予定してい		
	るか		
	・共同保育期間中の職員確保について具		
	体案が示されているか		
36 個人懇談会の実施	・共同保育期間中に個人懇談会が予定さ		様式4-4 (3)
(4. (11) ⑥)	れているか		

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
37	移管後の市への協力体制	・運営移管後、市職員による民営化後の		様式4-4 (5)
	(4. (11) ⑦)	保育の確認に協力的であるか		
38	保育所名及びクラス名	・保育所名について、保護者の意見を聞		様式4-5(1)
	(4. (12) ①)	くこととしているか		
		・クラス名について、現在の名称を残す		
		ことに配慮がされているか		
39	卒園制作の記念物等	・卒園制作の記念物等について、移設等		様式4-5(2)
	(4. (12) ②)	の検討がされているか		
40	苦情対応	・苦情解決責任者及び苦情受付担当者を		様式4-5 (3)
	(4. (10) ⑤)	設置しているか		
	(4. (12) ③)	・苦情解決に係る第三者委員会の設置を		
		予定しているか		
41	保護者及び地域への対応	・保護者及び地域への対応について誠意		様式4-5(4)
	(3. (9))	が感じられるか		
	(4. (12) ③、④)	・保護者や地域と連携した保育が展開さ		
		れるよう配慮されているか		

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
42	保護者負担 (4. (12) ⑤)	・現行より負担が増えることはないか		様式4-5(5)
43	保育所見学への協力 (4. (12) ⑥)	・保護者の保育所見学に対し、協力的であるか		様式4-5(6)
44	保育所整備について (3.(3)①②③) (3.(5))	・新たな保育所の整備、仮設保育所の整備のいずれもが、関係法令や市条例等 を順守した整備計画となっているか		様式5-1、2、3
45	新たな保育所整備について (3.(3)①③)	・保育環境の向上が見込まれる、保育所 整備計画となっているか。		様式5-1、2
46	施設整備・安全確保の提案 (3.(3)①、②、③) (3.(8))	・良好な保育環境の確保について、子ど もの視点に立った施設整備、安全確保 が提案されているか		様式5-1、2、 3

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
47	駐車場確保策について (3. (3) ④)	・駐車場確保策として、駐車場の整備や 近隣の駐車場の借り上げなどの具体 的な確保策が検討されているか		様式4-5 (7)
48	警備員の配置 (4. (12) ⑦)	・自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されているか		様式4-5 (8)

#### 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて

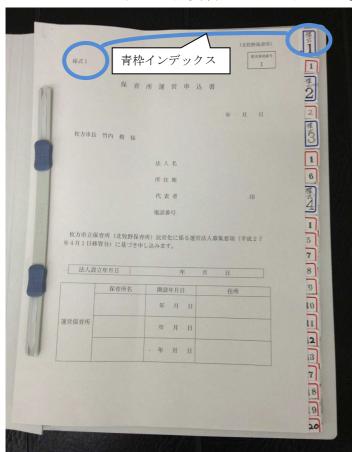
#### I 提出書類等

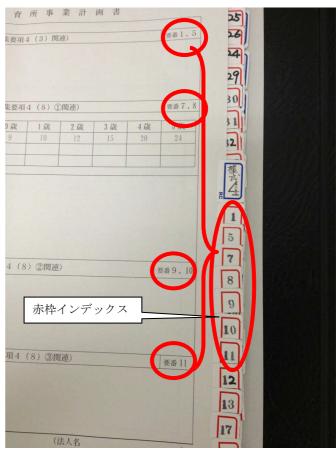
様式	1.	保育所運営申込書	様式1	)
IJ	2.	応募に至る動機・目的	様式2	
IJ		経営方針・保育所運営方針	様式	
IJ		保育所事業計画書	様式	
IJ		保育所整備計画書	様式	<b>*</b> 1
IJ		資金計画書	様式	
IJ		法人理事長及び施設長予定者の履歴書	様式	
IJ	5.	財産目録 (使用しない場合は原本証明が必要)	様式5	
IJ		提案内容概要書	様式	
添付	10.	貸借対照表(本部会計)※	(原本写し)	*
IJ	11.	貸借対照表(施設会計)※	IJ	
IJ	12.	決算書一式(本部会計)※	IJ	
IJ	13.	決算書一式(施設会計)※	IJ	
		※監事の監査結果報告書を含む	IJ	
IJ	14.	予算書一式(本部会計)※	IJ	\ *
IJ	15.	予算書一式(施設会計)※	IJ	'•`
IJ	16.	法人調書 (現況報告書) (直近の年度に提出したもの)	IJ	
IJ	17.	保育所調書(全施設分)(直近の年度に提出したもの)	IJ	
IJ	18.	令和 年度以前の直近で行われた枚方市福祉指導監	IJ	
		査課等の現地監査の結果及びそれに対する回答文書		
		写し	IJ	J
IJ	19.	<b>法人定款</b>		

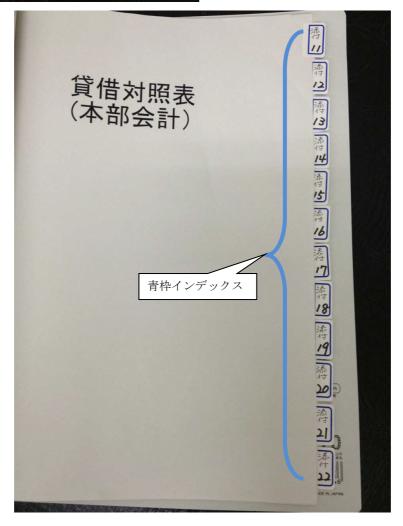
- 19. 法人定款
- " 20. 現在運営している保育所の保育目標、保育内容のわかるもの(パンフレット等でも可)、保育計画(全体的な計画)
- 21. 園で整備している危機管理体制及び安全対策に関するマニュアル、事故発生時の報告様式等
- ※1 様式1から について、電子媒体が必要な場合は、市のホームページから ダウンロードしてください。
- ※2 市が求めている以外の書類は、審査の対象外となります。
- ※ 貸借対照表及び決算書は平成 0年度から令和2年度分を、 予算書は令和元年度から 年度分までの写しを提出してください。
- ※ 写しについては、原本証明をしてください。 その他必要と認めた書類等について、追加で提出を求めることがあります。
- ※ 資料は、上記の提出資料を正本 1 部、写し 1 部ともに、それぞれフラットファイル ( ) に綴じてください。
- ※ ファイルに綴じた様式1 と添付10 21の資料に、それぞれの番号のインデックス(様式1、添付10等、青枠)をつけて、どの書類がどこにあるかをわかるようにしてください。複数ページに渡る資料は、最初のページにイン

デックスをつけてください。

また、各様式に記入している要求事項番号のインデックス(赤)を、各様式 及び添付資料につけてください。







#### Ⅱ プレゼンテーションについて

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会が選定にあたって、プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションの出席者は、 名以内(設計士が参加する場合は、1法人 名以内)とします。また、理事長及び施設長予定者は必ず出席してください。

プレゼンテーション用資料は、 日前(土日祝を除く)までに1 部提出してください。また、パワーポイントを使用する場合は事前に私立保育幼稚園課までご連絡ください。

なお、プレゼンテーションの日時については、後日、連絡します。新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、オンラインでの実施となる場合があります。

また、プレゼンテーションにあたり、提出書類の内容等について事前に質問をお送りする場合があります。その場合は、指定の期日までに文書にて回答をお願いします。

#### Ⅲ 選定基準について

選定基準については、選定後に市のホームページにて掲載します。

#### 【提出期間及び提出場所】

提出期間 令和 年12月1 日(月)から12月20日(月)

午前 時から午後 時 0分まで(正午から午後1時00分を除く)

提出場所 子ども未来部私立保育幼稚園課(市役所別館 階)

提出部数 1 部(正本1部、写し1 部)

※申込書は私立保育幼稚園課まで直接ご持参ください。郵送受付はできません。

※申込書提出後、応募を辞退される場合は、必ず辞退届(様式不問)を提出してください。

問い合わせ先 子ども未来部私立保育幼稚園課

TEL 0 2-5 1-1 1 (直通)

FAX 0 2-5 1-1

E-mail s-hoyou@city.hirakata.osaka.jp

要求事項番号

様式1

## 保育所運営申込書

年 月 日

枚方市長 伏見 隆 様

法人名

所 在 地

代表者

印

電話番号

枚方市立保育所(桜丘北保育所)民営化に係る運営法人募集要項(令和 年 月1日移管分)に基づき申し込みます。

法人設立年月日	年	月	日	
---------	---	---	---	--

	施設名	開設年	月日		所在地
		年	月	日	
運営施設		年	月	日	
		年	月	日	

要求事項番号

様式2

# 応募に至る動機・目的

応募に至る動機・目的について具体的に記入してください。

要求事項番号 1、

### 経営方針・保育所運営方針

1	経営方針について具体的に記入してください。
2	保育所運営方針について具体的に記入してください

(法人名

# 保育所事業計画書

(1)保育理念について (募集要項 ( ) 関連) 要番 、8  (2)保育所定員について (募集要項 (5) ①関連) 要番 、8    定員 0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 現 行 90 9 10 12 15 20 24 令和5年4月1日 90	1 保育所道	運営につい`	て							
定 員 0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 現 行 90 9 10 12 15 20 24 令和5年4月1日 90   定員設定の考え方   要番 、10	(1)保育理	里念につい`	て(募集界	要項 (	)関連)				要	番
定 員 0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 現 行 90 9 10 12 15 20 24 令和5年4月1日 90   定員設定の考え方   要番 、10										
現 行 90 9 10 12 15 20 24 令和5年4月1日 90	(2) 保育原	 f定員につい	<u>いて(募</u> り	 集要項	(5) ①	 関連)			要番	, 8
現 行 90 9 10 12 15 20 24 令和5年4月1日 90										
令和5年4月1日 90 定員設定の考え方 ( ) 開所時間について (募集要項 (5) ②関連) 要番 、10			定員	0 歳	1歳	2歳	3 歳	4歳	5 歳	
定員設定の考え方 ( ) 開所時間について (募集要項 (5) ②関連) 要番 、10	現	行	90	9	10	12	15	20	24	
( ) 開所時間について (募集要項 (5) ②関連) 要番 、10	令和5年	三4月1日	90							
( ) 開所時間について (募集要項 (5) ②関連) 要番 、10										
	定員設定の	)考え方								
( )保育所休所日について(募集要項 (5)3関連) 要番	( ) 開所問	時間につい	て(募集界	要項 (	5) ②関注	重)			要番	, 10
( )保育所休所日について(募集要項 (5)③関連) 要番										
( ) 保育所休所日について(募集要項 (5)③関連) 要番										
( )保育所休所日について(募集要項 (5)③関連) 要番										
( ) 保育所休所日について(募集要項 (5) ③関連) 要番										
	( )保育原	所休所日に	ついて(身	募集要項	(5)(	3関連)			要	番

( )保険制度への加入について (募集要項 (5) ④関連)	要番 11
	·
( ) 危機管理体制及び安全対策について(募集要項 (5)⑦関連)	要番 12
( ) 直近の監査での指摘事項と、その後の改善措置について	
(募集要項 ( )関係)	要番 13
2保育内容等について	
(1) 保育内容について (募集要項 ( )①関連)	要番 14、15
(9) 陰宝田伊斉について(萬集西頂 ( ) の則法)	西 <del>至</del> 16 17
(2)障害児保育について(募集要項 ( )②関連)	要番 16、17

( ) 食事提供、食物アレルギーについて(募集要項 ( ) ③関連)	要番 18
( )健康診断について (募集要項 ( ) ④関連)	要番 19
( )地域子育て支援事業の実施について(募集要項 ( )⑤関連)	要番 20
	要番 21
( ) 保奈の所の点「なっいて(芦焦亜苺 ( ) ②即油)	<b>西</b> 妥 00
( )保育の質の向上について(募集要項 ( )⑥関連)	要番 22

(5) その他提案事項(園行事への取り組み、給食、食育、児童の健康管理、新雲	型コロナ
ウイルス感染防止対策について等)(募集要項 ( ) ⑦関連)	要番 23
職員について	
(1)保育士配置について(募集要項 (10)①関連)	要番 26
	- ,,,
(0) 伊寿しの校田及が株代にのいて(左松及が夕殿) 伊寿しか伊の日には、	
(2)保育士の採用及び構成について(年齢及び経験)、保育士確保の見込み 要 及び確保策について(募集要項 (10)②④関連	番 27、28
及0、唯体水に 70、6(券集安격 (10) ②使闲座	
	Г
( )看護師の配置について (募集要項 (10) ③関連)	要番 29
( )体調不良児対応型について (募集要項 (10) ③関連)	要番 30

( ) 公正採用選考人権啓発推進員について(募集要項 (10) ⑥関連)	要番 31
引継ぎ等について	
(1)保護者説明会の開催について(募集要項 (11)①関連)	要番 33
(2) 三者懇談会について(募集要項 (11) ②関連)	要番 33
( ) 移管前の引継ぎについて (募集要項 (11) ③⑤⑥関連) 要	番 34、36
( )共同保育に係る保育士配置及び確保策について(募集要項 (11)④関連)	要番 35

( ) 移管後の市への協力体制について (募集要項 (11) ⑦関連)	要番 37
. その他 (1) (P 茶ボタアボカデュタ) スペンズ (草焦悪巧 (10) (2) 関末)	<b>亚亚</b> 00
(1)保育所名及びクラス名について(募集要項 (12)①関連)	要番 38
(2) 卒園制作等の取り扱いについて(募集要項 (12) ②関係)	要番 39
( ) 苦情対応について (募集要項 (10) ⑤、 (12) ③関連)	要番 40
( ) 目情对心( ) ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	女田 10
	) 要番 41
	女田 11

( ) 保護者負担について (募集要項 (12) ⑤関連)	要番 42
( )保育所見学への協力について (募集要項 (12)⑥関連)	要番 43
( ) 駐車場確保策について (募集要項 ( ) ④関連)	要番 47
(こ) 点乳 古べる光道(では、カストンは、(数は日の町田)) とこ) マ	
(5)自動車での送迎に対する安全対策(警備員の配置)について (募集要項 (12)⑦関連)	要番 48
(), ), (x ) (1-1) () () (x )	

要求事項番号

44, 45, 46

### 保育所整備計画書

1 新たな保育所の整備について具体的に記入して下さい(移転の場合を除く)。

基本的な整備計画、施設の配置計画、整備内容、スケジュール、保育環境の向上 等について記入してください。 (募集要項3(3)①、3(4)(5)関連) <基本的な整備計画・施設の配置計画> <整備内容> <スケジュール> <保育環境の向上> <子どもの視点に立った施設整備・安全確保> <その他> (法人名

要求事項番号

44、45、46

### 保育所整備計画書

2 新たな保育所の整備について具体的に記入して下さい (移転の場合)。
基本的な整備計画、施設の配置計画、整備内容、スケジュール、保育環境の向上、
現敷地から移転することのメリットについて記入してください。
(募集要項3 (3) ③、3 (4) (5) 関連)
<基本的な整備計画・施設の配置計画>
<整備内容>
<スケジュール>
<保育環境の向上、現敷地から移転することのメリット>
   <子どもの視点に立った施設整備・安全確保>
く」ともの危点に立った地段歪曲。女主権体と
<その他>
(法人名 )
77. / L. === \\ \tau_{\text{c}}

#### 添付書類

●移転先の附近見取り図(現敷地含め、位置関係が分かる図面) ※移転先の敷地の概況、現敷地から移転先までの距離も記載すること。

### 保育所整備計画書

要求事項 44, 46

3 仮設保育所の整備について具体的に記入して下さい(移転の場合を除く)。

基本的な整備計画・施設の配置計画と整備内容、撤去、スケジュールについて 具体的に記入してください。(募集要項3(3)②、4(8)⑥関連) <基本的な整備計画・施設の配置計画> (市が調整した仮設候補用地の使用の有無を記載すること。) <整備内容、撤去>

<スケジュール>

<子どもの視点に立った施設整備・安全確保>

<その他>

(法人名

(法人が確保した用地を使用する場合)

●仮設園舎用地の附近見取り図(現敷地含め、位置関係が分かる図面) 法人が確保した用地を使用する場合は、敷地の概況、現敷地からの距離も記載 すること。

要求事項番号

## 資 金 計 画 書

保育所整備に係る資金計画及び 月の運転資金の	調達方法など保育所運営に係る
資金計画について具体的に記入してください。	
(法人名	)

要求事項番号 24

## 履歷書

様式 (理事長)

氏 名 (ふりがな				)			男・女		生	年	月	日												
(									, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,												年	月	日	
現住所	₹		_																					
	電	話																						
連絡先	₹		_																					
	電	話																						

	年	月	年	月	
学					
歴					
職					
歴					
	年	月	年	月	
社					
会					
活					
動					
歴					
ALC.		年	月		
賞					
罰等					
4,					

要求事項 25

## 履歷書

様式 (施設長予定者)

氏 名 (ふりがな				)	男・女	生	年	月	日			
										年	月	日
現住所	₹		_									
	電	話										
連絡先	₸		_									
	電	話										

	年	月		年	月	
学						
歴						
•						
職						
歴						
	年	月		年	月	
社						
会						
活						
動						
歴						
\.		年	月			
賞						
罰等						
4,						

要求事項番号	

## 財 産 目 録

(令和 年 月末現在)

		( ገ ነገ	中 月
I	資産の部		円
	1. 基本財産		円
	(1) 土地(所在地)		円
内	(地目) m <sup>2</sup>		
	(2) 建物		円
	(3) 現金・預金		円
	(4) 有価証券		円
訳	2. 運用財産		円
	(1) 現金		円
	(2) 預金		円
П	負債の部		円
Ш	差引正味財産		円

法人名 代表者

印

※ この様式によらない場合は、原本証明をしてください。ただし、令和 年 月末日 以降のものに限る。

## 様式9 〔提案内容概要書〕

### 法人名 [

1

			AAT	J
	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
1	運営方針・保育所運営方針	・設立目的・経営実績、組織の状況及び		様式1
	(4. (1), (2))	運営方針の具体的な説明がなされて		様式3-1
		いるか		
		・保育所又は幼保連携型認定こども園の		
		運営実績が 10 年以上あるか		
2	民営化方針	・応募の動機や目的が市の民営化方針を		様式2
	(4. (5))	踏まえ示されているか		
	公分子	<ul><li>過去3年間の経営状態が安定している</li></ul>		様式 6
3	経営状態 (4 (2))	・週去る中間の経営仏態が女足している		
	(4. (2))	~		様式8
				提出書類 10~15
4	保育所整備資金・運転資金	・保育所整備資金が確保できているか		様式6
	(4. (2))			様式8
				提出書類 10~15
		All the state of t		-
		・保育所運営のための運転資金が確保で		
		きているか		

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
5	保育理念 (4. (3))	・保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているか		様式4-1(1)
6	保育所運営 (4.(4)、(5))	・保育所運営方針が、保育所設置目的を 踏まえ、適切なものとなっているか		様式3-2
7	定員 (4. (8) ①)	・令和5年度の定員が90人となってい るか		様式4-1(2)
8	0,1,2歳の定員 (4.(8)①)	・0、1、2歳で定員の4割を超えるとともに、地域の待機児童等の動向を踏まえた設定となっているか		様式4-1(2)
9	開所時間 (4. (8) ②、③)	<ul><li>・開所時間は7時から19時となっているか</li><li>・保育所休所日は日・祝・年末年始のみとされているか</li></ul>		様式4-1(3)様式4-1(4)

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
10	延長保育 (4. (8) ②)	・ニーズがあれば、19時を超える延長 保育が提案されているか		様式4-1(3)
11	保険制度への加入 (4. (8) ④)	・(独)日本スポーツ振興センター災害 共済給付制度に加入を予定している か		様式4-1 (5)
12	危機管理体制及び安全対策 (4.(8)⑦)	・災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアルが整備されているか		様式4-1(6) 提出書類21
13	大阪府の監査結果 (4. (3))	・枚方市等の監査結果を受け、その後の 改善措置が講じられているか		様式4-1(7) 提出書類18
14	保育内容(保育課程等) (4.(9)①)	・保育課程、指導計画を作成し、計画に 基づき保育を行うこととされている か		様式4-2(1)

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
15	保育内容 (創意工夫)	・子どもの状況や発達過程を踏まえ、創		様式4-2(1)
	(4. (9) ①)	意工夫を行っているか		
16	障害児保育	・障害児保育に取り組んでいるか、取り		様式4-2(2)
	(4. (9) ②)	組んでいる場合、どのような取り組み		
		を行っているか		
		・今後、障害児保育に取り組むこととし		
		ているか		
17	障害児保育(人材配置や研修)	・障害児保育に係る人材配置や研修及び		様式4-2(2)
	(4. (9) ②)	適切な環境整備が提案されているか		
18	食物アレルギー対応	・公立保育所で提供していた給食を基本		様式4-2 (3)
	(4. (9) ③)	としているか		
		・アレルギー対応について除去食や代替		
		食等配慮されているか		

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
19	健康診断 (4. (9) ④)	・内科健診、尿検査が年2回以上、歯科 健診が年1回以上予定されているか		様式4-2(4)
20	地域子育て支援事業の実施 (4.(9)⑤)	・地域子育て支援事業が予定されているか		様式4-2(5)
21	民営化後の第三者評価 (4. (9) ⑥)	・福祉サービス第三者評価を受ける予定となっているか		様式4-2(6)
22	保育の質の向上 (4. (9) ⑥)	・職員の研修について積極的に取り組んでいるか ・保育の質の向上につながる取り組みが 提案されているか		様式4-2 (7)
23	その他提案事項 (4. (9) ⑦)	・上記の事業の他、園行事、給食、食育、児童の健康管理、新型コロナウイルス感染対策防止等について、独自の企画提案がなされているか		様式4-2(8)

		(簡潔に記載してください。)	確認書類等
	・理事長は、社会福祉事業の熱意と識見		様式7履歴書
(4. (6))	を持っているか		プレゼンテーショ
	・施設長予定者は、児童福祉事業に熱意		様式7履歴書
(4. (7))	を持ち、児童福祉の理論と実践につい		プレゼンテーショ
	て知識と経験を有するか		
	・保育士配置基準は市条例等を遵守し、		様式4-3(1)
(10) ①)	1歳児については5:1としているか		
成	・保育士の年齢及び経験年数に配慮した		様式4-3 (2)
0) ②、④)	構成となっているか		
	・桜丘北保育所に勤務している枚方市の		
	会計年度任用職員等が移管後の保育		
	所で就労を希望する場合は、その採用		
	を予定しているか		
	・昨今の保育士不足を踏まえ、保育士確		様式4-3 (2)
(10) ②)	保について具体案が示されているか		
( E )	4. (7)) (10) ①) 成 ) ②、④)	・施設長予定者は、児童福祉事業に熱意を持ち、児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するか     ・保育士配置基準は市条例等を遵守し、1歳児については5:1としているか    ・保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか・桜丘北保育所に勤務している枚方市の会計年度任用職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用を予定しているか    ・昨今の保育士不足を踏まえ、保育士確	

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
29	看護師の配置	・看護師の配置を予定しているか		様式4-3 (3)
	(4. (10) ③)			
30	体調不良児対応型	・病児・病後児保育事業の体調不良児対		様式4-3(4)
	(4. (10) ③)	応型の実施を予定しているか		
31	公正採用選考人権啓発推進員	・公正採用選考人権啓発推進員の設置予		様式4-3 (5)
	(4. (10) ⑥)	定はあるか		
32	引継ぎについての理解	・公立保育所の保育を引継ぐことについ		プレゼンテーショ
	(4. (4))	て理解し、誠実に取り組もうとしてい		ン
		るか		

要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
33 保護者説明会等の開催	・必要に応じて保護者説明会を開催する		様式4-4(1)
(4. (11) ①、②)	こととしているか		様式4-4(2)
	・三者懇談会を設置することとしている		
	カュ		
34 移管前の引継ぎ	・1年前より年中行事等の参加(障害児		様式4-4(3)
(年中行事等の参加)	等配慮を要する子どもの保育状況や		
(4. (11) ③、⑤)	対応の確認など含む)を予定している		
	カゝ		
	・看護師、調理員についても、「共同保		
	育」期間中に引継ぎを受ける予定とし		
	ているか		
35 共同保育期間中の職員体制	・共同保育期間中、延べ保育時間数の		様式4-4(4)
(4. (11) ④)	50%以上、かつ各月において少なくと		
	も 20%以上の職員配置を予定してい		
	るか		
	・共同保育期間中の職員確保について具		
	体案が示されているか		
36 個人懇談会の実施	・共同保育期間中に個人懇談会が予定さ		様式4-4(3)
(4. (11) ⑥)	れているか		

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
37	移管後の市への協力体制	・運営移管後、市職員による民営化後の		様式4-4(5)
	(4. (11) ⑦)	保育の確認に協力的であるか		
38	保育所名及びクラス名	・保育所名について、保護者の意見を聞		様式4-5 (1)
	(4. (12) ①)	くこととしているか		
		・クラス名について、現在の名称を残す		
		ことに配慮がされているか		
	<b>七田町16〜27〜14-19</b>			
39	卒園制作の記念物等	・卒園制作の記念物等について、移設等		様式4-5(2)
	(4. (12) ②)	の検討がされているか		
40	苦情対応	・苦情解決責任者及び苦情受付担当者を		様式4-5 (3)
	(4. (10) ⑤)	設置しているか		
	(4. (12) ③)	・苦情解決に係る第三者委員会の設置を		
		予定しているか		
41	保護者及び地域への対応	・保護者及び地域への対応について誠意		様式4-5(4)
	(3. (9))	が感じられるか		
	(4. (12) ③、④)	・保護者や地域と連携した保育が展開さ		
		れるよう配慮されているか		

	要求事項 (募集要項上の番号)	確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
42	保護者負担 (4. (12) ⑤)	・現行より負担が増えることはないか		様式4-5(5)
43	保育所見学への協力 (4.(12)⑥)	・保護者の保育所見学に対し、協力的であるか		様式4-5(6)
44	保育所整備について (3.(3)①②③) (3.(5))	・新たな保育所の整備、仮設保育所の整備のいずれもが、関係法令や市条例等 を順守した整備計画となっているか		様式5-1、2、 3
45	新たな保育所整備について (3.(3)①③)	・保育環境の向上が見込まれる、保育所 整備計画となっているか。		様式5-1、2
46	施設整備・安全確保の提案 (3.(3)①、②、③) (3.(8))	・良好な保育環境の確保について、子ど もの視点に立った施設整備、安全確保 が提案されているか		様式5-1、2、 3

要求事 (募集要項上		確認事項	提案内容 (簡潔に記載してください。)	確認書類等
47 駐車場確保策に	こついて (3. (3) ④)	・駐車場確保策として、駐車場の整備や 近隣の駐車場の借り上げなどの具体		様式4-5 (7)
	(0. (0) (1)	的な確保策が検討されているか		
48 警備員の配置		・自動車での送迎に対する安全対策とし		様式4-5 (8)
	(4. (12) ⑦)	て、朝・夕の送迎時に警備員を配置す		
		ることが予定されているか		

# 今後のスケジュール(案)

資料9

						(阪・桜丘北保育所
10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	10月8日	10月9日
日	月	火	水	木	金	土
第1回 選定審査会						
13:30~						
10月10日	10月11日	10月12日	10月13日	10月14日	10月15日	10月16日
日	月	火	水	木	金	土
第1回						
定審查会(予備日) 12:15~						
10月17日	10月18日	10月19日	10月20日	10月21日	10月22日	10月23日
日	月	火	水	木	金	土
	,,				第2回	
					選定審査会(桜丘北)	
					18時以降開始	
10月24日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日
E Trans	月	火	水	木	金	土
第2回 選定審査会(阪)					募集要項配付開始	
13:30~					<i>サ</i> ネヌ・スロリバル	
10月31日	11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日
B	月	火	水	木	金	±
	,,		7,1			
				現地説明会&見学会 参加受付終了	第2回	
				罗加又刊作		
11月7日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	北)予備日	11月13日
目	第2回	火	水	木	18時以降開始	±
芯募予定法人への	選定審査会(阪)予 備日					
地説明会&見学会	13:30以降開始					
11月14日	11月15日	11月16日	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日
			-			
B	月	火	水	木	金	±
11月21日	11月22日	11月23日	11月24日	11月25日	11月26日	11月27日
	月	火	水	木	金	±
		, ,		·	_	
11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日
日	月	火	水	木	金	土
					質問受付終了	
12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	12月10日	12月11日
日	月	火	水	木	金	±
п	л	^	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		<u> </u>	
					質問回答期限	
			<u> </u>			
12月12日	12月13日	12月14日	12月15日	12月16日	12月17日	12月18日
B	月	火	水	木	金	±
	申請受付開始			申請受付期間		
10 2 10 2	10 0 00 0	10 0 1 0	10 8 00 8	10 0000	10 0 0 4 0	10 0 0 5 0
12月19日	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日
B	月	火	水	木	金	±
申請受付期間	申請受付終了			申請書類の整理		
	<b>下明又门院</b> ]		1	一・中間自規の定理		
10 🗏 00 🖂	12月27日	12月28日	12月29日	12月30日	12月31日	1月1日
12月26日	月	火	水	木	金	±
					_	
日						
	申請書類の整理			年末 <sup>生</sup>	丰始 	
B				年末年	<b>手始</b>	
	申請書類の整理 1月3日	1月4日	1月 会和4:		<b>手始</b>	
B		1月4日	↑ → → ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	年1月4日以降		
1月2日	1月3日		7 第3回	 年1月4日以降 選定審査会(書類審査	:)	
1月2日	1月3日		デース 第3回 第4回	年1月4日以降	:) テーション審査)	する予定です。

# 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

解釈・運用基準

**枚方市 平成30年4月** 

# 目 次

第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	会議の公開の決定等	3
第4条	会議の公開の方法等	6
第5条	会議開催の周知	7
第6条	会議録の作成	8
第7条	会議録の公表	11
第8条	審議会の担任事務及び委員氏名の公表	14
第9条	意見聴取会及び庁内委員会	15
第 10 条	運用状況の公表	16
第 11 条	補則	16

## 第1条 目的

- 第1条 この訓令は、枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)の趣旨にのっとり、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会、意見聴取会及び庁内委員会の会議等における過程及び内容を明らかにするとともに、その公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。
- 1 この条は、この規程の目的を明らかにしており、規程の解釈と運用の指針となるものである。各条項の解釈、運用は、常にこの条に照らして行わなければならない。
- 2 市の施策、計画の立案や行政執行の過程において重要な役割を果たす審議会等の会議体の会議(以下「会議」という。)を公開し、かつ、その会議録を公表することによって、会議の過程や内容に関する情報を市民に公表し、それによって、会議を公正に運営し、公正な行政運営の推進に役立てることを目的とする。
- 3 枚方市情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)第16条「情報の公開の総合的な推進」に、「実施機関は、この条例に定める保有情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにその保有する情報の公開の総合的な推進に努めなければならない」と規定されており、その趣旨にのっとり、情報公表施策のひとつとして、会議の公開及び会議録の公表を実施することを明らかにするものである。
- 4 会議の公開及び会議録の公表を実施することは、市の政策形成の過程を明らかにするとともに、市民の市政監視機能の強化を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深めることに役立つものである。情報公開制度とともに住民自治の理念に基づく市民本位の開かれた市政の実現に寄与するものである。

# 第2条 定義

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
  - (1) 審議会 次に掲げるものをいう。
    - イ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項に規定する附属機関
    - ロ 枚方市専門委員設置規則(昭和58年枚方市規則第65号)第4条に規定する専

門委員による協議会

- (2) 意見聴取会 行政執行に係る判断、結論等を導くために行う学識経験者、市民、 関係団体等への意見聴取のための会合
- (3) 庁内委員会 次に掲げるものをいう。
  - イ 枚方市庁内委員会規程(平成20年枚方市訓令第10号)に規定する庁内委員会
  - ロ 枚方市都市経営会議規程(平成20年枚方市訓令第9号)第1条に規定する枚 方市都市経営会議
  - ハ 枚方市障害者雇用推進本部設置規程(昭和59年枚方市訓令第22号)第1条に 規定する枚方市障害者雇用推進本部、枚方市人権擁護推進本部設置規程(昭和 59年枚方市訓令第26号)第1条に規定する枚方市人権擁護推進本部、枚方市男 女共同参画推進本部設置規程(平成元年枚方市訓令第20号)第1条に規定する 枚方市男女共同参画推進本部、枚方市環境行政推進本部設置規程(平成8年枚 方市訓令第21号)第1条に規定する枚方市環境行政推進本部、枚方市情報化推 進本部設置規程(平成12年枚方市訓令第24号)第1条に規定する枚方市情報化 推進本部、枚方市行政改革実施本部設置規程(平成13年枚方市訓令第21号)第 1条に規定する枚方市行政改革実施本部、枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部 設置規程(平成18年枚方市訓令第24号)第1条に規定する枚方市戸籍謄本等不 正入手対策本部、枚方市健康推進本部設置規程(平成18年枚方市訓令第33号) 第1条に規定する枚方市健康推進本部及び東日本大震災枚方市支援実施本部 設置規程(平成23年枚方市訓令第2号)第1条に規定する東日本大震災枚方市 支援実施本部
  - 二 イからハまでに掲げるもののほか、法令等(法令、条例又は規則をいう。以下同じ。)又は訓令その他決裁等の内部手続に基づき、本市の意思決定を行うに当たり設置される本市職員で構成する会議体
- 1 対象とする会議は、具体的には、以下のとおりとする。このうち、(1)(2)を、この訓令においては「審議会」とする。
  - (1) 市民、学識経験者等を委員として構成する附属機関の会議 (参照:地方自治法第138条の4第3項「普通地方公共団体は、法律又は条例の 定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審 議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができ る。」)

- (2) 専門委員の種類ごとに協議会が設けられた場合の会議
- (3) 行政執行に係る判断、結論等を導くために行う学識経験者、市民、関係団体等への意見聴取のための会合(枚方市附属機関等の設置等に関する規程第2号第1号ハに規定する意見聴取会)
- (4) 意思決定を行うために開催する市職員で構成する庁内委員会等の会議 (設置に係る決裁処理を経ない会議や単なる打合せの類は除く。)
- 2 全委員で構成する全体会議のほか、一部の委員で構成する専門部会等を設けている 場合はその会議も対象とする。

# 第3条 会議の公開の決定等

- 第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。
  - (1) 法令等の規定により非公開とする会議
  - (2) 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。) が含まれる事項に関する審査等を行う会議
  - (3) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議
- 2 審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とする ときは、審議会がその決定をするものとする。
- 3 前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は 同項の決定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。
- 4 第2項の規定による決定を行う会議は、当該決定が行われるまでの間、公開としなければならない。ただし、第8条第2項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。
- 5 審議会は、第2項の規定による決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第1 項各号に掲げる会議に該当する理由を明らかにしなければならない。
- 6 庁内委員会の会議は、非公開とする。

## (第1項)

- 1 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、審議、審査等の内容に個人に関する情報が含まれ、会議を公開することにより個人の権利利益が損なわれるおそれがあるなど、会議の公開を原則とする制度の下においても会議を非公開とすることが求められる場合がある。この条では、このように例外として非公開とすることができる会議の範囲を定めている。
- 2 第1項第1号は、法令、条例又は規則において会議の非公開について特別の定めが ある場合は、会議を非公開とすることができるとしたものである。
- 3 第1項第2号は、情報公開条例第5条に規定する非公開情報(概要は以下(1)~(7)。 詳細は情報公開条例第5条各号を参照のこと。)を審議内容に含む会議を公開することは、私人や公共の利益との調和に反する結果となるため、会議を非公開とすることができるとしたものである。
  - (1) 個人に関する情報(法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)
  - (2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報
  - (3) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報
  - (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、その条件を付することが合理的であると認められるもの
  - (5) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
  - (6) 審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の 交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさ せ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められる情報
  - (7) 事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の 適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
- 4 第1項第3号は、審議会の会議を公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、そのような事態の発生を未然に防ぐため、会議を非公開とすることができるとしたものである。

### (第2項)

5 審議会の独立性、自主性を尊重する観点から、審議会の運営に関する事項について は、各審議会が自ら定めるべきであり、会議の公開の取扱いについても、当該審議会 が決定する。

なお、会議の非公開の決定に際しては、第1項の趣旨を踏まえ、必要最小限の範囲 とするように努める。

### (第3項)

6 会議の公開の取扱いについては、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中での辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその 都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。

## (第4項)

7 会議の冒頭において会議の公開の取扱いが決定されるまでは、会議を公開すること とする。ただし、第8条第2項の規定によって、審議会の委員の氏名を非公表とする ときは、その会議を冒頭から非公開とすることができる。

委員名の公表又は非公表については、市長が決定するため、審議会の決定を待たず、 公表又は非公表とすることができることとする。

#### (第5項)

8 会議を非公開とすることを決定したとき、その理由を明らかにすることとしているのは、審議会が非公開とすることについて合理的な理由により責任を持って判断したことを明らかにしようとするものである。「第1項各号に掲げる会議に該当する理由」は、具体的に示すこととする。

## (第6項)

9 庁内委員会の会議は、行政内部において職員が自由かつ率直に検討する場を確保するため、又は行政機関の情報としては未成熟な、審議、検討又は協議に関する情報が 公となり、誤解や混乱が生じることを防止するため、非公開とするものである。

# 第4条 会議の公開の方法等

- 第4条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の 定員を定めることができる。
- 3 審議会は、その会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を決定するとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。
- 4 審議会は、前項の規定による決定に際し、当該会議の次第、提出資料等(以下「会議資料」という。)を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布することを定めるものとするよう努めなければならない。ただし、会議資料に非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。
- 5 第3項の規定による決定については、前条第3項の規定を準用する。

# (第1項~第3項)

- 1 この条は、会議の公開は、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより実施することを定めたものである。審議会は、傍聴によって会議の円滑な運営が妨げられることのないよう必要な事項を定め、会議の秩序維持に努めなければならない。
- 2 会議の傍聴は、概ね次のとおり行うこととする。
  - (1) 会議を公開とする趣旨により、傍聴席を確保するように努める。
  - (2) 受付は原則として会議の当日に行い、受付方法は審議会の定める適宜の方法によることとする。また、傍聴の定員を超えた場合でも、できる限り傍聴を認めるよう努める。
  - (3) 審議会は、別紙「会議の傍聴要領(例)」を参考として傍聴者の遵守事項を定めるとともに、その内容を明記した文書の掲示、配布等により、傍聴者に周知を行うこととする。

## (第4項)

3 会議の傍聴を認めるにあたっては、次第、提出資料等の会議資料を傍聴者の閲覧に 供するか、配布するように努めなければならない。

- 4 会議資料の内容に、情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれているか否かの判断は審議会の所管部署が行い、当該審議会の会長又は委員長と協議を行うこととし、取扱いに関する最終的な決定は審議会が行う。
- 5 非公開情報に該当すると認められる情報が含まれる会議資料の交付については、情報公開請求の手続により対応することとする。
- 6 傍聴者に配布した会議資料については、情報公開請求の手続を経ることなく、原則 無償で提供することができることとする。

(第5項)

7 会議の傍聴の取扱いについても、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中での辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその 都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。

# 第5条 会議開催の周知

- 第5条 審議会の所管部署(当該審議会の庶務を担任する部署をいう。以下同じ。) は、その会議の開催に当たっては、当該会議の公開又は非公開にかかわらず、次に掲げる事項を記載した書面(電磁的記録(枚方市情報公開条例第2条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を含む。)を所定の掲示板及び市ホームページに掲載し、並びに行政資料コーナーに配架する方法により、事前に市民に周知しなければならない。
  - (1) 会議の名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 案件名
  - (5) 会議の公開、非公開の別
  - (6) 会議が非公開の場合にあっては、その理由
  - (7) 会議が公開の場合にあっては、傍聴者の定員及び傍聴の手続
  - (8) 所管部署の名称

2 審議会の所管部署は、公開の審議会の会議にあっては、前項に規定する方法に加 え、当該会議の開催について、市広報紙への掲載等により事前の周知に努めるもの とする。

### (第1項)

- 1 その会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、会議開催の周知は必ず行うもの とし、原則として別紙の標準様式を使用することとする。ただし、これによることが 適当でない理由がある場合は、他の様式により作成することができることとする。
- 2 第1項第6号の「会議が非公開の場合にあっては、その理由」については、合理的 な理由によって非公開としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。
- 3 審議会の所管部署は、会議開催日の概ね1か月から2週間前までに当該様式を5部作成し、1部を市役所別館1階の「審議会等の開催案内」掲示板に掲示し、1部を総務部コンプライアンス推進課に、3部を市役所別館1階インフォメーション(本館インフォメーション、別館インフォメーション、別館北案内警備員室用)に提出することとする。

会議終了後、審議会の所管部署は、「審議会等の開催案内」掲示板への掲示物を速やかに回収することとする。

- 4 コンプライアンス推進課は、提出された「審議会等の会議開催のお知らせ」を所定 のファイルに綴じ込み、行政資料コーナーに配架する。
- 5 審議会の所管部署は、審議会等の会議の開催周知に係る情報を市ホームページトップの「市役所情報>審議会情報>審議会などの情報>開催予定」に掲載することとする。掲載の方法については、「ファイル管理>総務部>コンプライアンス推進課>会議の公開、会議録の作成及び公表について(様式及び記入例等)」を参照のこと。

(第2項)

6 公開する会議については、広報紙への掲載等その他の方法による事前の周知にも努 める。

# 第6条 会議録の作成

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね 2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

- 2 前項の会議録を作成する方法は、審議会が決定する。この場合においては、第3 条第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 会議の名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 出席者及び欠席者の氏名
  - (5) 案件名
  - (6) 提出された資料の名称
  - (7) 審議内容
  - (8) 決定事項
  - (9) 会議の公開、非公開の別
  - (10) 会議が非公開の場合にあっては、その理由
  - (11) 会議録の公表、非公表の別
  - (12) 会議録が非公表の場合にあっては、その理由
  - (13) 会議が公開の場合にあっては、傍聴者の数
  - (14) 所管部署の名称
- 4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言 内容を明確にして記載しなければならない。
- 5 会議録を作成するために作成した電磁的記録(音声をその内容とするものに限 る。)は、当該会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなけれ ばならない。

## (第1項)

- 1 その会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、会議録の作成は必ず行うものと し、原則として別紙の標準様式を使用することとする。ただし、これによることが適 当でない理由がある場合は、他の様式により作成することができることとする。
- 2 会議録は、会議終了後概ね2か月以内に作成しなければならない。

3 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定することとする。

(第2項)

4 会議録の作成方法は、会議録の公表方法、会議資料の取扱い等とともに、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定することとする。任期途中での辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。会議録の作成方法については、必ずしも会議の冒頭に決定する必要はなく、審議内容を踏まえて会議の終了後に決定を行ってもよいこととする。

## (第3項、第4項)

5 会議録の記載事項は、原則として第3項に規定した内容とする。第3項第7号の「審議内容」については案件別、時系列等にまとめ、その会議における最終的な決定、報告等に至る審議の経過を事後に検証できるよう明確に記録する。

委員名は原則記載し、委員の発言内容をまとめた全文筆記又は全文筆記に近い要約 筆記によって作成することとする。

- 6 事務局による説明部分は、会議資料の公表により代替できると考え、「事務局による説明」等のように、詳細な記載を省略することができることとする。ただし、説明内容を記載することは妨げない。会議資料とあわせて確認することによって、会議の開催目的、会議での決定事項、会議の流れ等が確認できるように記載することとする。
- 7 第3項第10号の「会議が非公開の場合にあっては、その理由」については、合理的 な理由によって非公開としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。
- 8 第3項第12号の「会議録が非公表の場合にあっては、その理由」については、合理的な理由によって非公表としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。
- 9 会議録は審議会が作成するものであるため、会議録の記載に当たっては、事務局を 主体にするのではなく、審議会が主体となる書き方をすることとする。
  - (例)○「報告を受けた。」(審議会が主体) ×「報告をした。」(事務局が主体)

#### (第5項)

10 会議録を作成するために作成した電磁的記録(録音データ)は、会議録の作成後に おいても、会議録の記載内容を検証するために使用すること等が考えられることから、 会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。

# 第7条 会議録の公表

- 第7条 前条第1項の会議録は、公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当した会議の会議録は、非公表とすることができる。
- 2 第3条第2項、第3項及び同条第5項の規定は、会議録の非公表について準用する。
- 3 審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録(公表とされたものに限る。)を一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 所管部署における備付け
  - (2) 行政資料コーナーへの配架
  - (3) 市ホームページへの掲載
- 4 前項第1号及び第3号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の 会議資料を添付しなければならない。
- 5 第3項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

## (第1項)

1 審議会の会議録は、公表を原則とする。ただし、非公開とされた会議の会議録は、 非公表とすることができる。

#### (第2項)

2 会議録の公表の取扱いについても、委員の任期ごとに、原則として審議会の初回の 会議の冒頭で、審議会の会長又は委員長が当該会議に諮り、審議の上、決定すること とする。任期途中での辞任等により会長又は委員長の改選があった場合は、会長又は 委員長には審議会の事務を統一管理する役割があることから、その時点で再度決定を 行うこととする。

決定の内容には、初回以降の取扱いを一括して決定するのか、又は会議ごとにその 都度、審議事項を勘案して取扱いを決定するのか等も含まれる。

3 会議録を非公表とする決定を行った場合は、合理的な理由によって非公表としたことがわかるよう、具体的に明記することとする。

- 4 会議録を非公表とすることを決定したとき、その理由を明らかにすることとしているのは、審議会が非公表とすることについて合理的な理由により責任を持って判断したことを明らかにしようとするものである。
- 5 非公開の会議においては、会議の終了後に、非公開情報の有無を精査した上で、会議録の公表方法(全部公表、部分公表、非公表等)について判断することとする。
- 6 部分公表とされた場合は、別途、公表できる部分のみを公表用の会議録としてまとめ、別紙の標準様式の「会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由」欄に、非公表とした部分の説明及び部分公表とした理由を記載することとする。部分公表用の会議録を作成する場合も、会議全体についての本来の会議録は作成することとする。

情報公開請求を受けてから会議録の公開を行うのではなく、情報公表施策の一環として、部分公表用の会議録を公表することは、速やかな情報の公表や、緻密に公開に関する可否を精査する事務の負担軽減に役立つものである。

- 7 部分公表用に別途作成した会議録ではなく本来の会議録について情報公開請求を受けた場合は、情報公開条例の規定に基づき、公開又は非公開の決定を行うこととする。
- 8 非公表とされた会議録に対して情報公開請求を受けた場合は、情報公開条例の規定 に基づき、公開又は非公開の決定を行うこととする。
- 9 情報公開条例第5条第6号「審議、検討等情報」に該当する情報(審議、検討又は 協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決 定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不 当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められる情報)が含まれることを理由 として会議録を部分公開、又は非公開とする場合、審議、検討等の途中段階の情報は、 一般に関心事項であることが多く、公開することの公益性が優先されるよう解釈する ことに、特に留意することとする。
- 10 審議、検討又は協議に関する情報とは、実施機関等としての意思決定に至るまでの 過程の各段階において行われる様々な審議、検討、協議に関連して作成、あるいは取 得される情報をいう。
- 11 審議、検討又は協議に関する情報の全てが非公開情報に該当するものではなく、具体的には以下の $(1)\sim(3)$ のみが非公開事由となることに注意が必要である。
  - (1) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合

公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、 率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる場合が想定されるもので あり、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

# (2) 不当に市民の間に混乱を生じさせる場合

未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、市民の 誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる場合をいう。適正な意思決 定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民へ の不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(3) 特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす場合

尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え、あるいは不利益を及ぼす場合が想定されており、事務事業の公正な遂行を図るとともに、市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。この号の「不当に」とは、審議、検討等の途中の段階の情報を公開することの公益性を優先することを基本としつつも、なお、公開することによる支障が看過できない程度のものであることを意味する。

- 12 「審議、検討等情報」であっても、専門的検討を経た調査データや、他自治体の現状を調査してまとめた資料など、客観的、科学的事実やこれらに基づく分析結果を記録したものの中には、非公開情報に該当しないものがある。
- 13 情報公開条例の目的のひとつは、市政への市民参加を推進することである。そのためには、「審議、検討等情報」も、できる限り公開することが求められる。公開することによる支障を回避する措置を講じた上で、部分的にでも公開することができるものは、公開していくことが必要である。
- 14 意思決定後に公表できることが明らかな場合は、あらかじめ審議会において、「答申後に公表」等、公表する時点を決めておくことが望ましい。事前に公表のタイミングを決めておくことが困難な場合は、意思決定が終わった時点で、再度、会議録の公表方法について審議会において決定することとする。

## (第3項)

- 15 「次に掲げる方法」とは、次に掲げる方法 ((1)所管部署における備付け、(2)行政資料コーナーへの配架、(3)市ホームページへの掲載) のうちいずれかの方法の意味である。ただし、原則として3つの方法を併用することとする。
- 16 審議会の所管部署は、公表するとされた会議録の作成後(会議終了後概ね2か月以内)、会議録(会議資料もあわせて)を市ホームページトップ「審議会情報>審議会などの情報>一覧(分類ごと)及び一覧(50音順)」に掲載することとする。掲載の方法については、「ファイル管理>総務部>コンプライアンス推進課>会議の公開、会議録の作成及び公表について(様式及び記入例等)」を参照のこと。

また、行政資料コーナーへの配架分として、会議録の写し(当面は会議資料を除く。) をコンプライアンス推進課に1部提出する。

## (第4項)

17 会議資料については、会議録と一体のものとして扱うこととする。会議録に対して情報公開請求を受けた場合は、「会議資料を除く。」等の指定がない限り、会議資料も請求の対象に含まれるものとする。ただし、行政資料コーナーへの配架については、配架スペースの関係上、当面、会議資料を除いた会議録自体のみを配架することとする。

## (第5項)

18 会議録の所管部署での閲覧は該当会議録の保存年限内とし、行政資料コーナーへの 配架及び市ホームページへの掲載による閲覧は当該会議を開催した日の属する年度の 翌年度の末日まで行う。このため、ホームページ上の審議会情報については、審議会 を廃止しても翌年度末日まで掲載しておく必要がある。

# 第8条 審議会の担任事務及び委員氏名の公表

- 第8条 審議会の所管部署は、当該審議会が設置されたときはその担任事務を、委員が委嘱されたときはその氏名を、公表しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、審議会の所管部署は、委員の氏名を公表することにより、当該審議会の会議の公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができないと認めたときは、当該委員の氏名を非公表とすることができる。この場合においては、その理由を明らかにしなければならない。

## (第1項)

1 審議会の所管部署は、審議会が設置されたときはその審議会の設定目的や担任事務を、委員が委嘱されたときは委員名簿を、市ホームページトップ「審議会情報>審議会などの情報>一覧(分類ごと)及び一覧(50音順)」に掲載することによって、公表しなければならない。掲載の方法については、「ファイル管理>総務部>コンプライアンス推進課>会議の公開、会議録の作成及び公表について(様式及び記入例等)」を参照のこと。

(第2項、第3項)

2 審議会の委員の氏名の公表の取扱いについては、市長の決定事項となるため、審議 会の決定を待たず、委員の氏名を非公表とすることができる。

委員の氏名を公表することによって、当該審議会の運営に支障をきたすと考えられる場合は、その理由を具体的に明示した上で、非公表とすることができる。委員の氏名を非公表とした場合は、その理由を市ホームページ「審議会情報」の該当ページの「委員名簿」欄に掲載することとする。

# 第9条 意見聴取会及び庁内委員会

- 第9条 第3条(第6項を除く。)から前条までの規定は、意見聴取会について準用する。
- 2 第6条(第3項第9号から第13号までを除く。)及び第7条の規定は、庁内委員会について準用する。この場合において、第6条第4項中「経過が分かるように、発言者及び発言内容」とあるのは、「概要をまとめ、決定に至る審議の過程」とする。
- 1 本規程の第3条から第8条までは、審議会に適用されるものである。そのうち、意 見聴取会、庁内委員会について準用する規定の範囲について定めたものである。

(第1項)

2 意見聴取会については、第3条「会議の公開の決定等」(一部)、第4条「会議の公開の方法等」、第5条「会議開催の周知」、第6条「会議録の作成」、第7条「会議録の公表」、第8条「審議会の担任事務及び委員氏名の公表」に係る規定を準用する。

(第2項)

- 3 庁内委員会については、第6条「会議録の作成」(一部)、第7条「会議録の公表」 に係る規定を準用する。
- 4 庁内委員会の会議の会議録の「審議内容」(第6条第3項第7号に規定)は、案件別、時系列等で、審議の概要について質疑応答の内容を中心にまとめ、その会議における最終的な決定、報告等に至る審議の過程を事後に検証できるよう明確に記録する。 庁内委員会の会議録は、簡潔に概要を記録することに重点を置くため、事務局による説明部分は、会議資料の公表により代替できると考え、省略できることとする。会

議資料と合わせて確認することによって、会議の開催目的、会議での決定事項、会議 の流れ等が確認できるように記載する。

- 5 庁内委員会は、市の意思決定を行うに前段において、職員が自由かつ率直に検討する場であり、審議内容には行政機関の情報としては未成熟な、審議、検討又は協議に関する情報が含まれることとなる。誤解や混乱が生じることを防止するため、会議の会議録は全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記(審議会の場合)ではなく、概要の記録とするものである。
- 6 庁内委員会の会議録を一般の閲覧に供する方法としては、所管部署への備付けを基本とすることとする。

# 第10条 運用状況の公表

第10条 市長は、毎年度、その前年度における審議会の会議の公開及び会議録の公表の状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

- 1 市長は、前年度における審議会の会議の公開(会議が非公開の場合はその理由も) 及び会議録の公表(会議録が非公表の場合はその理由も)の状況を取りまとめ、公表 する。公表方法は、市ホームページへの掲載を基本とすることとする。
- 2 任命権者等は、市長に対し、1に係る事項について報告を行う。市長は、任命権者 等からの報告があったときは、当該報告を取りまとめ、これを公表することとする。

# 第 11 条 補則

第11条 この訓令に定めるもののほか、審議会の会議の公開並びに会議録の作成及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# 枚方市条例第 40 号

## 枚方市情報公開条例

枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 保有情報の公開(第4条-第13条)
- 第3章 救済手続(第14条・第15条)
- 第4章 情報の公開の総合的な推進(第16条)
- 第5章 雑則 (第17条-第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、保有情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、 監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議 会の議長をいう。
- 2 この条例において「保有情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(第19条第1項において「官報等」という。)を除く。以下「公文書」という。)に記載され、又は記録されている情報をいう。

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈 し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開さ れることのないように最大限の配慮をしなければならない。
- 2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に 努めなければならない。

第2章 保有情報の公開

(公開請求権等)

第4条 次に掲げるもの(以下「公開請求権者」という。)は、この条例の定めるところにより、 実施機関に対し、当該実施機関の保有する保有情報の公開(第6号に掲げるものにあっては、そ

- のものが有する利害関係に係る保有情報の公開に限る。)を請求することができる。
- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 公開請求権者の代理人は、当該公開請求権者に代わって同項の規定による請求(以下「公開請求」という。)をすることができる。
- 3 実施機関は、公開請求権者及びその代理人以外のものから保有情報の公開の申出(以下「公開申出」という。)があった場合においても、次条から第12条までの規定に準じて保有情報の公開に努めるものとする。

(保有情報の公開義務)

- 第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該保有情報を公開しなければならない。
  - (1) 個人に関する情報(法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
    - イ 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は慣行として公にされ、 又は公にされることが予定されている情報
    - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる 情報
    - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
  - (2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に 提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているも のその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると 認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必 要であると認められる情報を除く。
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務 又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められる ものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼす と認められるもの
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の 把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする こと。
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。
  - ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。
  - ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関 し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

## (部分公開)

- 第6条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 公開請求に係る保有情報に前条第1号に掲げる情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に

含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的公開)

- 第7条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益 上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該保有情報を公開することができる。 (保有情報の存否に関する情報)
- 第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、非 公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該保有情報の存否を明らかにしないで、 当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

- 第9条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。
  - (1) 氏名及び住所(第4条第1項第2号の法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名)
  - (2) 公開請求に係る保有情報の内容その他当該保有情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 公開請求権者の代理人は、公開請求をしようとするときは、前項の請求書を提出する際、当該 代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出しなければ ならない。
- 3 実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る保有情報の特定に関し 参考となる情報の提供その他当該公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講 じるものとする。
- 4 実施機関は、第1項の規定による請求書の提出があった場合において、その記載事項に不備があり、又は第2項に規定する資料の提出がないと認めるときは、速やかに、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定及び通知)

- 第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、次に掲げるいずれかの決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
  - (1) 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をする旨の決定
  - (2) 当該公開請求に係る保有情報の一部の公開をする旨の決定
  - (3) 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をしない旨の決定
  - (4) 第8条の規定による公開請求を拒否する旨の決定
  - (5) 公開請求に係る保有情報を保有していないため公開をすることができない旨の決定
- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をすることができないときは、公開請求があった日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長す

ることができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由(公開決定等をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を公開請求者に書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、その内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、当該公開決定等が第1項第2号から第5号までに掲げる決定であるときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。 (第三者保護に関する手続)
- 第11条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者(当該公開請求者が公開請求権者の代理人である場合にあっては、当該公開請求権者)以外のもの(以下この条及び第15条において「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合において、公開決定等をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、公開請求に対する前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有情報を公開しようとする場合であって、当該第三者 に関する情報が第5条第1号ロ、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有情報を第7条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をするときは、当該決定の日と公開を行う日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見書(第15条第3項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、当該決定の内容及びその理由並びに公開を行う日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

- 第12条 実施機関は、第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該保有情報の公開を行わなければならない。
- 2 保有情報の公開は、次の各号に掲げる保有情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
  - (1) 文書又は図画に記載されている保有情報 保有情報が記載されている文書又は図画の閲覧又は写しの交付
  - (2) 電磁的記録に記録されている保有情報 保有情報が記録されている電磁的記録の種別、情報 化の進展状況等を勘案して規則で定める方法
- 3 実施機関は、前項各号に定める方法による保有情報の公開を行うことにより、公文書を汚損

し、又は破損するおそれがあるとき、第6条の規定による保有情報の公開を行うときその他相当 の理由があると認めるときは、同項各号に定める方法とは異なる方法により保有情報の公開を行 うことができる。

(手数料等)

- 第13条 保有情報の公開に係る手数料は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 公開請求 無料
  - (2) 公開申出 1件につき300円
- 2 公開請求者又は公開申出を行ったものは、公文書の写し(前条第2項第2号又は第3項(第4条第3項の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。)に規定する方法により公開を行うことによって交付することとなるものを含む。以下同じ。)の交付により保有情報の公開を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

第3章 救済手続

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第14条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求(行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求をいう。以下同じ。)については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

(審査会への諮問等)

- 第15条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政庁である実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。
- 2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例によるほか、審査会が定める。この場合における提出資料の閲覧等に係る費用負担については、第13条第2項の規定の例による。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第5項において同じ。)
  - (2) 公開請求者が前号に掲げる者でない場合にあっては、当該公開請求者
  - (3) 当該審査請求に係る保有情報の公開について反対意見書を提出した第三者が第1号に掲げる者でない場合にあっては、当該第三者
- 4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決を行うものとする。
- 5 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
  - (1) 第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に対する第三者からの審査請求に対する裁決 (当該決定の全部を取り消す旨の裁決を除く。)

(2) 審査請求に係る第10条第1項第2号から第5号までに掲げる決定を変更し、当該審査請求に係る保有情報を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報の公開の総合的な推進

第16条 実施機関は、この条例に定める保有情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の 拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにその 保有する情報の公開の総合的な推進に努めなければならない。

第5章 雑則

(市長の調整)

第17条 市長は、市長以外の実施機関に対し、保有情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行う ことができる。

(出資法人への要請)

第18条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(指定管理者の情報公開)

- 第19条 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第5条第1項の規定による指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、市の条例で定めるところにより行う業務に関し、その従業者が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該指定管理者の従業者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの(官報等を除く。)に記載され、又は記録されている情報の公開に努めるものとする。
- 2 実施機関は、前項に規定する情報であって実施機関が保有していないものについて公開の求め があったときその他必要があると認めるときは、当該情報を保有する指定管理者に対し、当該情 報が記載され、又は記録された文書、図画又は電磁的記録を実施機関に提出するよう求めるもの とする。

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

(他の制度との調整)

- 第21条 第2章の規定は、法令等の規定によりその閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている保有情報については、適用しない。
- 2 前項に定めるもののほか、第2章の規定は、実施機関において、市民の利用に供することをその利用の目的とする保有情報については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第22条 実施機関は、保有情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 [平成29年9月13日公布]

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の枚方市情報公開条例第2章の規定は、平成30年3月31日までの間、保有情報のうち、 改正前の枚方市情報公開条例第2条第1号に規定する公文書以外に記録されているものについて は、これを適用しない。
- 3 この条例の施行前にされた改正前の枚方市情報公開条例第5条第1項の規定による請求及び同 条第2項の規定による申出については、それぞれ公開請求及び公開申出とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に改正前の枚方市情報公開条例の規定によって なされた処分、手続その他の行為は、改正後の枚方市情報公開条例中これらに相当する規定があ るときは、同条例の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

5 枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年枚方市条例第12号)の一部 を次のように改正する。

第11条中「(平成9年枚方市条例第23号)」を「(平成29年枚方市条例第40号)」に改める。 (枚方市附属機関条例の一部改正)

6 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報」を「(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報」に改める。

別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審査会の項中「第10条第1項」を「第14条」に改める。

(枚方市保健所運営協議会条例等の一部改正)

- 7 次に掲げる条例の規定中「(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報」を「(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報」に改める。
  - (1) 枚方市保健所運営協議会条例(平成25年枚方市条例第39号)第8条第1項第1号
  - (2) 枚方市社会福祉審議会条例(平成25年枚方市条例第41号)第8条第1項第1号
  - (3) 枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例(平成26年枚方市条例第36号)第7条第1項第1号
  - (4) 枚方市スポーツ推進審議会条例(平成28年枚方市条例第3号)第8条第1項第1号
  - (5) 枚方市上下水道事業経営審議会条例(平成28年枚方市条例第4号)第8条第1項第1号